

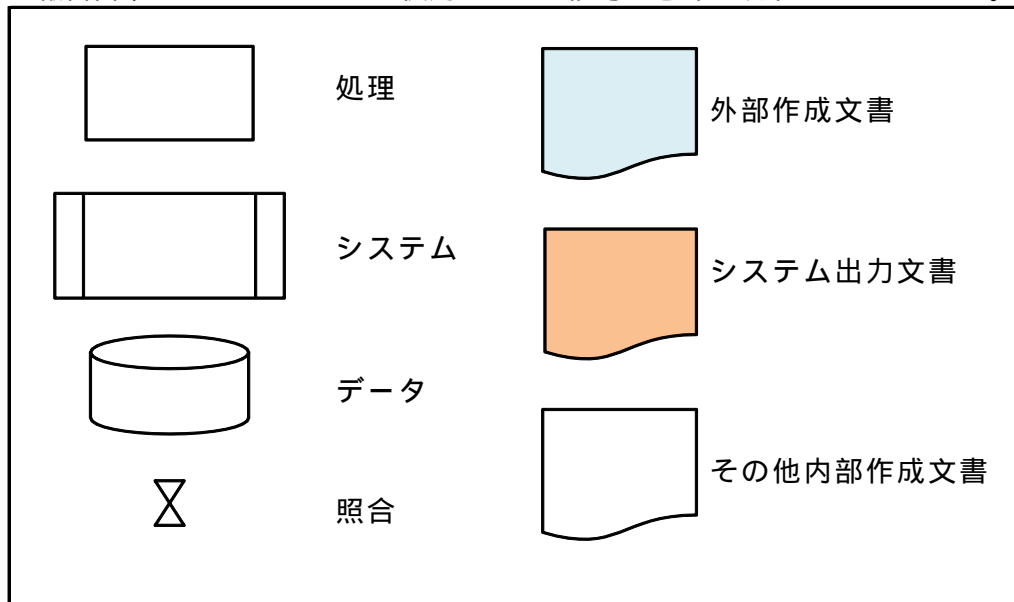
平成 22 年度

包括外部監査の結果報告書

(市税の賦課及び徴収に関する事務の執行について)

奈良市包括外部監査人
公認会計士 大西寛文

報告書中のフローチャートで使用している記号の意味は以下のとおりである。



報告書中の表の合計は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

目次

第1 監査の概要	1
I. 外部監査の種類	1
II. 選定した特定の事件	1
III. 特定の事件の選定理由	1
IV. 外部監査の方法	2
V. 外部監査の実施期間	2
VI. 補助者の資格と人数	2
VII. 利害関係	2
第2 奈良市の市税の概要	3
I. 市税の種類及び組織	3
II. 市税の概況	7
III. 市民税の概要	10
IV. 固定資産税・都市計画税の概要	14
V. 滞納整理の概要	20
第3 監査の結果及び意見	25
I. 市民税の賦課について	25
1. 法人市民税について	25
2. 個人市民税について	27
(1) 概要	27
(2) 結果及び意見	32
II. 固定資産税・都市計画税の賦課について	37
1. 概要	37
2. 結果及び意見	42
III. 固定資産税(償却資産)の賦課について	55
1. 概要	55
2. 結果及び意見	55
IV. 市税の徴収について	60

1. 概要	60
2. 結果及び意見	61
V. その他市税に関する事項について	75
1. 税金管理システムについて	75
(1) 概要	75
(2) 結果及び意見	75
2. 職員の適正配置について	77
(1) 概要	77
(2) 意見	80
3. 特殊勤務手当について	81
(1) 概要	81
(2) 結果及び意見	82
第4 その他	84
I. 法人市民税の賦課の網羅性を確保するために市、法務局、国税局が連携を行うことが必要である	84
参考資料	85

第1 監査の概要

I. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び奈良市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条の規定に基づく包括外部監査

II. 選定した特定の事件

1. 監査の対象

市税の賦課及び徴収に関する事務の執行について

2. 監査対象期間

原則として平成 21 年度とし、必要に応じて直近の状況や平成 20 年度以前も含めた。

3. 監査対象部署

(1) 市民税課

(2) 資産税課

(3) 納税課

(4) 滞納整理課

(5) 市税の賦課及び徴収に関する事務の執行に関して必要な事務の一部を担当していると包括外部監査人が判断する部署

III. 特定の事件の選定理由

市の市税収入は平成 14 年度以降、503～548 億円で推移している。平成 21 年度決算では、市税は 526 億円で、一般会計歳入の 41.1%を占めている。また、地方税徴収率(現年分と滞納繰越分を合わせたもの)は、平成 15 年度には 88.3%であったが、平成 21 年度には 90.9%まで改善している。しかし、中核市平均は平成 15 年度には 91.9%、平成 21 年度には 92.7%であり、奈良市は中核市平均より市税の徴収率が 3 ポイント程度低い状況にある。

また、市の経常収支比率(減収補てん債(特例分)及び臨時財政対策債除く)は、平成 16 年度以降は、ほぼ 100%以上となっている。これは、その年度の地方税を中心とした経常一般

財源では義務的性格の経常経費の支払いにも事欠き、過去から積み立てた基金の取崩や、退職手当債に代表される社会資本の形成には結びつかない借金を余儀なくされる、極めて厳しい状況であると言える。

このような状況からは、奈良市の歳入が適切に確保されているのかという視点が非常に重要となる。したがって、奈良市の歳入の根幹である市税の賦課及び徴収に関する事務が関係諸法令に準拠して適正に執行されているか、最少の経費で最大の効果を挙げるように努めているかについて監査を実施するのが有用であると考え、監査テーマとして選定した。

IV. 外部監査の方法

1. 監査の視点

監査テーマに関して、下記の視点から検討する。

- (1) 市税の賦課及び徴収が関係諸法令等に基づいて適正に執行されているか。
- (2) 市税の賦課及び徴収が経済的、効率的、有効的であるか。
- (3) 市税の賦課及び徴収が公平に行われているか。

2. 主な監査手続

上記の監査の視点に基づき、担当課に対する質問、関係書類・帳票類の閲覧、突合及び現場視察を実施した。

V. 外部監査の実施期間

平成 22 年 6 月 8 日から平成 23 年 3 月 28 日まで

VI. 補助者の資格と人数

公 認 会 計 士	6 名
会 計 士 補	1 名
弁 護 士	1 名
商 学 修 士	1 名

VII. 利害関係

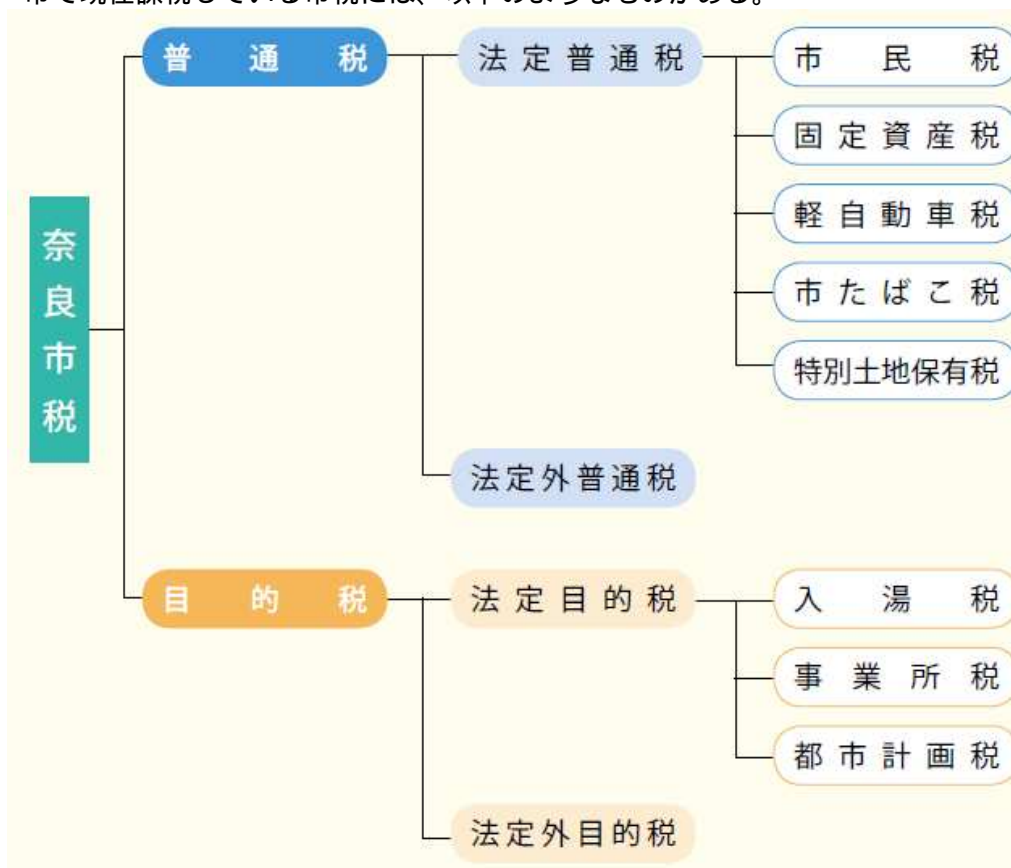
包括外部監査人は、包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 に規定されている利害関係はない。

第2 奈良市の市税の概要

1. 市税の種類及び組織

1. 市税の種類

市で現在課税している市税には、以下のようなものがある。



出典：私たちの市税（奈良市）

市税は普通税と目的税に大きく分類できる。

普通税は、納められた税金の使いみちを特別に決めておらず、どのような費用にもあてることができる税金である。これに対して、目的税は、納められた税金の使いみちが特定されている税金である。

普通税は、さらに法定普通税と法定外普通税に分類できる。

法定普通税は、地方税法で地方公共団体が課税できることが定められている普通税である。市では、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税がある。

法定外普通税は、地方公共団体が総務大臣の同意を得て設けることができる地方公共団体固有の種類の普通税である。市には該当する税はない。

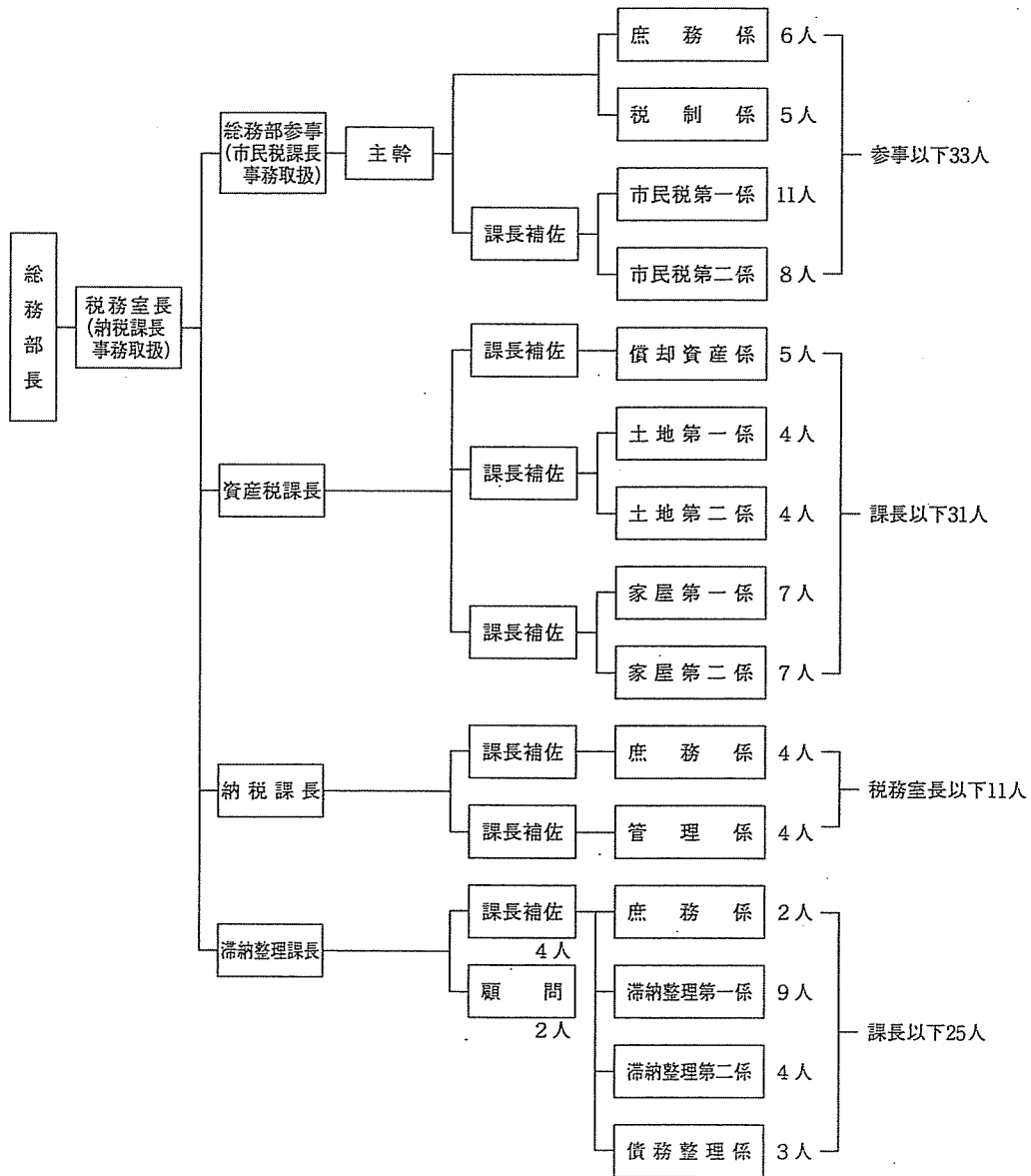
目的税は、さらに法定目的税と法定外目的税に分類できる。

法定目的税は、地方税法で地方公共団体が課税できることが定められている目的税である。市では、入湯税、事業所税、都市計画税がある。例えば、都市計画税は、都市計画事業のための費用にあてなければならないというものである。

法定外目的税とは、地方公共団体が総務大臣の同意をうけて設けることができる地方公共団体固有の種類目的税である。市には該当する税はない。

2. 市税に関する事務を執行する組織

監査の対象となる平成 21 年 4 月 1 日時点の市税に関する事務を執行する組織図は以下のとおりである。



出典：税務概要（奈良市）

また、各係の事務分掌は以下のとおりである。

課 係	事 務 分 掌	
市 係	庶務係	<ol style="list-style-type: none"> 1 市税の基本的調査及び統計に関すること。 2 税に関する諸証明並びに諸願及び届の処理に関すること。 3 軽自動車税の課税資料の調査及び賦課に関すること。 4 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識及び試乗標識の交付に関すること。 5 自動車の臨時運行許可に関すること。 6 室及び課の庶務に関すること。
	税制係	<ol style="list-style-type: none"> 1 税制の調査及び市税の企画に関すること。 2 固定資産評価審査委員会に関すること。 3 税務関係各種協議会との連絡に関すること。 4 法人等の市民税の課税資料の調査及び賦課に関すること。 5 事業所税の課税資料の調査及び賦課に関すること。 6 市たばこ税及び入湯税の課税資料の調査及び賦課に関すること。
課	市民税第一係	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人の市民税及び県民税の課税資料の調査及び賦課に関すること。 2 法定外普通税及び法定外目的税の賦課に関すること。
	市民税第二係	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人の市民税及び県民税の課税資料の調査及び賦課に関すること。 2 法定外普通税及び法定外目的税の賦課に関すること。
資 産 係	償却資産係	<ol style="list-style-type: none"> 1 特別土地保有税の賦課調定に関すること。 2 償却資産に係る固定資産税の賦課調定に関すること。 3 償却資産課税台帳の管理に関すること。 4 国有資産等所在市町村交付金の調定に関すること。 5 地籍図の閲覧に関すること。 6 課の庶務に関すること。
	土地第一係	<ol style="list-style-type: none"> 1 土地の調査及び評価の総括に関すること。 2 土地の調査及び評価に関すること。 3 固定資産税（償却資産に係るものを除く。以下この項において同じ。）及び都市計画税の賦課調定に関すること。 4 固定資産課税台帳（償却資産課税台帳を除く。以下この項において同じ。）の管理に関すること。
税 課	土地第二係	<ol style="list-style-type: none"> 1 土地の電算システムの企画及び総括に関すること。 2 土地の調査及び評価に関すること。 3 固定資産税及び都市計画税の賦課調定に関すること。 4 固定資産課税台帳の管理に関すること。
	家屋第一係	<ol style="list-style-type: none"> 1 家屋の調査及び評価の総括に関すること。 2 家屋の調査及び評価に関すること。 3 固定資産税及び都市計画税の賦課調定に関すること。 4 固定資産課税台帳の管理に関すること。

課	係	事 務 分 掌
資産 税 課	家 屋 第 二 係	1 家屋の電算システムの企画及び総括に関すること。
		2 家屋の調査及び評価に関すること。
		3 固定資産税及び都市計画税の賦課調定に関すること。
		4 固定資産課税台帳の管理に関すること。
納 税 課	庶務係	1 過誤納金還付に関すること。 2 課の庶務に関すること。
	管理係	1 市税の収納整理に関すること。 2 県民税の納付手続に関すること。
滞 納 整 理 課	庶務係	1 市税の徴収、督促、催告及び調査に関すること。 2 課の庶務に関すること。
	滞納整理第一係	1 市税の徴収、督促、催告及び調査に関すること。 2 市税の滞納処分の執行停止及び不納欠損処分に関すること。
	滞納整理第二係	1 市税の徴収、督促及び催告に関すること。 2 市税の滞納処分の執行停止及び不納欠損処分に関すること。 3 市税の滞納処分の差押及び公売に関すること。
	債権整理係	1 (仮称) 債権処理検討委員会の設置及び運営に関すること。 2 国保年金課、保育課、介護福祉課、下水道管理課及び住宅課所管の債権の整理に関すること。

出典：税務概要（奈良市）

平成 22 年 4 月 1 日時点での大きな変更点は、滞納整理課内にあった債権整理係が債権整理課になった点である。債権整理係は、市税以外の債権を扱うため監査の対象とはしない。

11. 市税の概況

1. 収入の状況

市税及び延滞金の収入状況は、以下のとおりである。

収入額 (単位:千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
市民税	24,671,878	27,239,474	29,096,562	28,475,883	27,021,328
固定資産税	20,183,342	19,265,792	19,500,386	19,799,130	19,509,074
軽自動車税	333,134	346,466	359,319	370,652	386,375
市たばこ税	1,812,873	1,833,409	1,789,412	1,669,482	1,583,249
特別土地保有税	368,747	120	10	1,100	-
入湯税	9,664	9,681	8,410	9,126	9,404
事業所税	737,880	755,948	788,853	836,574	855,615
都市計画税	3,401,915	3,250,713	3,271,537	3,314,384	3,288,743
合計	51,519,433	52,701,604	54,814,490	54,476,330	52,653,789

延滞金	28,206	75,633	67,473	151,840	209,812
-----	--------	--------	--------	---------	---------

徴収率

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	中核市平均
市民税	現年課税	98.7%	98.6%	98.1%	98.0%	98.2%	97.7%
	滞納繰越	17.2%	16.1%	18.4%	21.5%	21.3%	21.7%
	合計	94.0%	94.6%	94.4%	94.0%	93.8%	92.9%
固定資産税 (交付金を除く)	現年課税	96.8%	97.0%	97.0%	96.8%	97.3%	97.8%
	滞納繰越	16.4%	18.8%	18.7%	20.8%	18.1%	20.9%
	合計	86.5%	86.8%	87.6%	88.2%	88.7%	91.8%
軽自動車税	現年課税	94.5%	94.8%	94.7%	94.2%	94.8%	96.6%
	滞納繰越	17.0%	16.3%	15.5%	16.3%	18.1%	22.0%
	合計	84.1%	84.1%	84.0%	83.7%	84.1%	89.8%
市たばこ税	現年課税	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	滞納繰越	なし	なし	なし	なし	なし	23.5%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
特別土地保有税	現年課税	100.0%	なし	なし	なし	なし	78.9%
	滞納繰越	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	7.2%
	合計	34.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	18.4%
入湯税	現年課税	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.5%
	滞納繰越	なし	なし	なし	なし	なし	31.6%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	96.4%
事業所税	現年課税	99.2%	99.4%	98.7%	99.4%	99.1%	99.4%
	滞納繰越	64.3%	23.9%	41.7%	86.0%	44.7%	31.4%
	合計	99.0%	98.6%	97.9%	99.2%	98.7%	98.3%
都市計画税	現年課税	96.4%	96.7%	96.6%	96.4%	96.9%	97.7%
	滞納繰越	16.0%	18.5%	18.6%	20.7%	18.0%	21.6%
	合計	84.7%	85.1%	86.1%	86.8%	87.5%	91.4%
合計	現年課税	97.8%	97.9%	97.7%	97.5%	97.8%	97.9%
	滞納繰越	14.6%	15.8%	16.5%	19.2%	17.6%	20.9%
	合計	89.4%	90.1%	90.6%	90.8%	90.9%	92.6%

中核市平均は、奈良市を除く中核市の平成21年度の単純平均である。

平成 19 年度からそれまで所得税として徴収されていた金額の一部が市民税に移譲されたため、市民税が大幅に増加している。

平成 20 年度から滞納整理課が設置され、滞納債権の回収に力を入れた結果、延滞金収入が大幅に増加している。

徴収率は、各年度とも市たばこ税と入湯税が 100%となっている。平成 21 年度の現年課税¹では、事業所税(99.1%)、市民税(98.2%)が高く、軽自動車税(94.8%)、都市計画税(96.9%)が低くなっている。滞納繰越²分の徴収率は、各税目とも概ね 18%程度となっている。平成 20 年度に滞納繰越分の徴収率が向上したのは滞納整理課が設置され、滞納繰越となっている市税の回収に注力し始めたためである。

徴収率を中核市平均と比較すると、中核市平均を上回っているのは、現年課税は市民税と入湯税のみ、滞納繰越分では事業所税のみである。市税全体の徴収率は年々改善されているが、中核市平均には及んでいない。

また、上表のとおり、市民税、固定資産税、都市計画税の 3 税で市税収入のほとんど(94%程度)を占めている。そのため、以下の監査では、市民税、固定資産税、都市計画税の 3 税に絞って監査を実施する。

2. 徴税コストの状況

徴税コストの過去 5 年間の状況は下表のとおりである。

(単位:千円)

コストに関するデータ	算式	H17	H18	H19	H20	H21
人件費	A	822,084	849,349	831,485	787,500	774,719
物件費	B	283,033	296,288	355,393	334,125	317,837
その他	C	1,983	2,094	6,140	15,390	6,170
徴税費合計	D=A+B+C	1,107,100	1,147,731	1,193,018	1,137,015	1,098,726
県民税徴収取扱費	E	564,420	626,332	774,276	664,936	548,615
純市税徴税コスト	F=D-E	542,680	521,399	418,742	472,079	550,111

県民税徴収取扱費は、市が市民税と同時に県民税を徴収するため、県が市に対して支払う手数料のようなものである。

出典: 税務概要と情報政策課から入手した各年度のシステム費用(但し、経年比較が可能なように一部数値を調整している)

(単位:千円)

補足データ	算式	H17	H18	H19	H20	H21
市税収入額	G	51,519,433	52,701,604	54,814,490	54,476,330	52,653,789
県民税収入額	H	7,772,033	8,774,323	15,677,443	16,314,433	16,042,260
徴税吏員数(人)	I	96	102	101	96	98

(単位:千円)

分析指標	算式	H17	H18	H19	H20	H21
徴税吏員一人当たり人件費	A ÷ I	8,563	8,327	8,233	8,203	7,905
徴税吏員一人当たり物件費	B ÷ I	2,948	2,905	3,519	3,480	3,243
徴税吏員一人当たりその他	C ÷ I	21	21	61	160	63
徴税吏員一人当たり純市税徴税コスト	F ÷ I	5,653	5,112	4,146	4,917	5,613
市税収入に占める純市税徴税コスト	F ÷ G	1.05%	0.99%	0.76%	0.87%	1.04%
県民税収入に占める県民税取扱費	E ÷ H	7.26%	7.14%	4.94%	4.08%	3.42%
税収総額に占める県民税収入額	H ÷ (G+H)	13.11%	14.27%	22.24%	23.05%	23.35%

¹ 現年課税とは、当該年度に初めて徴収することが決定された市税のことである。

² 滞納繰越とは、前年度までに徴収することを決定したが回収できなかった市税のことである。

人件費総額が平成 20 年度に減少しているが、これは、徴税吏員数が減少したことによるものである。物件費総額が平成 19 年度に大きく増加しているのは、固定資産路線価評価業務委託料が評価替え年度(平成 21 年度)の前々年度に業務量が増加するためとのことである。

平成 19 年度に市税収入額と県民税収入額が大幅に増加しているのは、税源を国から地方に移譲したことによる影響である。

徴税吏員一人当たり純市税コストが近年上昇しているのは、県民税収入に占める県民税取扱費の割合が低下しているためである。つまり、県民税の徴収額は増加しているが、市への県民税取扱費収入が減少しているのである。これは、県民税取扱費の算定方法が、平成 18 年度までは徴収金の 7%とされていたが、平成 19 年度以降、納税義務者数に単価(平成 20 年度は 4,000 円)を乗じたものとされたことによる影響である。徴収金と納税義務者数に乘じる率と単価は、全国一律で定められているものであるため、市が県と交渉する余地はない。

III. 市民税の概要

1. 市民税について

市民税とは、市内に在住している人や市内に事業所を有している法人等に課される地方税であり（地方税法第5条第2項第1号、奈良市税条例第13条第1項）、納税義務者の区分に応じて個人市民税と法人市民税に分けられる。個人市民税、法人市民税ともに応益的な側面の強い均等割と応能的な側面の強い所得割（法人税割）がある。

	納税義務者	課税対象			課税標準
		均等割	所得割	法人税割	
個人市民税	その年の1月1日（賦課期日）現在において、市内に住所を有する個人			-	所得割：前年度の総所得金額 均等割：前年度の合計所得金額
	市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者		-	-	-
法人市民税	市内に事務所又は事業所を有する法人		-		当年度の法人税額
	市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下「寮等」という。）を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの		-	-	-

個人市民税に類似する税目として所得税（国税）が挙げられるが、所得税は現年の所得から源泉徴収されて年末調整・確定申告で過不足を精算するのに対し、個人市民税は前年の所得をもとに1年遅れて課税される。所得税は本人が自ら税額を計算して申告する申告課税であるのに対し、個人市民税は確定申告書等の課税資料をもとに課税団体が職権で税額を決定する賦課課税である。所得税は累進性が高くより応能的性格を有するのに対し、個人市民税は均等割の存在、所得割の税率が所得水準にかかわらず一定であること等からより応益的な性格を有している、等の点で異なっている。

なお、個人に対する市町村民税と道府県民税は地方税法に基づいて市町村が一括して賦課徴収することからこれらを合わせて住民税と呼ぶことがある。

2. 市民税の税額及び納税義務者数の推移等について

平成 17 年度から平成 21 年度における個人市民税・法人市民税の決算調定額³及び納税義務者等の推移は以下のとおりである。所得税（国税）からの税源移譲により平成 19 年度から個人市民税の所得割が大幅に増加している一方、平成 20 年 9 月に発生したリーマン・ショックに起因する景気悪化により平成 20 年度から法人市民税の法人税割が大幅に減少している。また、所得割納税義務者の平均的な納付額が約 150,000 円となっている。

（単位：千円）

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
個人市民税	均等割 (A)	436,350	478,149	487,445	494,214	494,306
	所得割 (B)	20,702,690	22,651,941	24,647,714	24,418,437	23,866,516
	個人小計	21,139,040	23,130,090	25,135,159	24,912,651	24,360,822
法人市民税	均等割 (C)	822,436	836,814	834,854	825,400	790,370
	法人税割 (D)	2,786,499	3,440,735	3,413,718	2,977,219	2,014,984
	法人小計	3,608,935	4,277,549	4,248,572	3,802,619	2,805,354
合計		24,747,975	27,407,639	29,383,731	28,715,270	27,166,176
均等割納税義務者 (E)		154,877	163,136	163,933	165,029	164,872
所得割納税義務者 (F)		144,640	153,631	154,481	155,208	154,895
1人当たり均等割額 (A) / (E)		2,817	2,931	2,973	2,995	2,998
1人当たり所得割額 (B) / (F)		143,133	147,444	159,552	157,327	154,082
法人数 (G)		6,649	6,736	6,788	7,024	7,018
1法人当たり均等割額 (C) / (G)		124	124	123	118	113
1法人当たり法人税割額 (D) / (G)		419	511	503	424	287

- ・納税義務者数は各年度の7月1日現在のものである。
- ・法人数は「市町村税課税状況等の調べ（総務省自治税務局作成）」より転記した。
- ・1人当たり均等割額及び1人当たり所得割額のみ円単位で表示している。

3. 市民税の税率について

市における市民税税率の推移は以下のとおりである。従来所得に応じて 3 段階に区分されていた個人市民税所得割の標準税率は平成 18 年度税制改正により 6%に一本化されている（平成 19 年度より施行）。なお、個人市民税均等割の税額は 3,000 円であり（奈良市税条例第 17 条第 1 項）、法人市民税均等割の税率は資本金等の額及び従業者数の合計数により年額 5 万円から年額 300 万円までの 9 段階に区分されている（地方税法第 312 条第 1 項）。

³ 調定額とは、その年度に収入が予定されている金額である。

【個人市民税 所得割の税率】

適用年度	税率 (%)	備考
昭和 37 年 度	標準税率 × 約1.82	所得割の税率改正
昭和 38 年 度 ~ 39 年 度	標準税率 × 約1.64	同上
昭和 40 年 度 ~ 41 年 度	標準税率 × 1.3	同上
昭和 42 年 度	標準税率 × 1.2	同上
昭和 43 年 度	標準税率 × 1.1	同上
昭和 44 年 度 ~	標準税率	同上

【法人市民税 法人税割の税率】

適用年度	税率 (%)		奈良市適用税率 (%)	備考
	標準	制限		
昭和30年10月 ~ 35年3月	8.1	9.7	8.1	標準税率
昭和35年4月 ~ 36年3月	同上	同上	9.5	
昭和36年4月 ~ 昭和40年3月	同上	同上	9.7	制限税率
昭和40年4月 ~ 昭和41年5月	8.4	10.1	10.1	制限税率
昭和41年6月 ~ 昭和41年11月	8.65	10.4	10.4	制限税率
昭和41年12月 ~ 昭和45年4月	8.9	10.7	10.7	制限税率
昭和45年5月 ~ 昭和49年4月	9.1	同上	同上	制限税率
昭和49年5月 ~ 昭和51年4月	12.1	14.5	13.7	
昭和51年5月 ~ 昭和56年7月	同上	同上	14.5	制限税率
昭和56年8月 ~	12.3	14.7	14.7	制限税率

4. 個人市民税の減免制度について

以下の条件に該当し、市長において必要があると認めた場合には個人市民税が減免される（奈良市税条例第47条第1項）。

<p>第1号：貧困により生活のため公私の扶助を受ける者</p> <p>第2号：当該年において所得が皆無となつたため生活が著しく困難となつた者又はこれに準ずると認められる者</p> <p>第3号：災害又は盗難により、その所有に係る個人の資産について損失を受けた者</p> <p>第4号：学生及び生徒</p> <p>第5号：前各号に掲げる者のほか、特に減免の必要があると市長が認める者</p>
--

上記減免要件の具体的な内容はおおむね以下のとおりである。

まず、第1号は主として生活保護法による扶助を受ける者を対象としており、所得割と均等割がともに免除される（奈良市税減免規則第2条）。これに対し、第2号は前年の合計所得金額が400万円以下である者のうち、倒産や事業の廃止その他勤務先の都合による解雇によって職を失ったことにより当該年中の合計所得金額が前年中の合計所得金額の2分の1以下となった者について、所得割を前年中の合計所得金額に応じて2割から8割減額するものである（同規則第3条）。また、第3号は前年中の合計所得金額が1,000万円以下である者のうち、その者が居住かつ所有する住宅及びそれに係る家財について災害に

よりその価格の 2 分の 1 以上の損害を受けた者について、所得割を前年中の合計所得金額に応じて 2 割 5 分から 10 割減額するものである（同規則第 4 条）。第 4 号は一定の勤労学生について所得割の 2 分の 1 を減額するものである（同規則第 5 条）。

平成 18 年度から平成 21 年度における個人市民税の減免件数及び減免額は以下のとおりである。なお、毎年 1 月 1 日の賦課期日時点で生活保護法の規定による生活扶助を受けている者については市民税が非課税となるため（奈良市税条例第 14 条第 1 項第 1 号）下記の表における第 1 号の減免件数及び減免額は年度途中で生活保護の受給が決定されたもののうち減免が認められたものである。

（単位：千円）

減免要件	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額
第1号	14	512	12	492	12	335	28	954
第2号	-	-	-	-	1	103	2	61
第3号	-	-	1	137	-	-	-	-
第4号	-	-	-	-	-	-	-	-
第5号	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	14	512	13	628	13	438	30	1,015

「減免要件」は奈良市税条例47条1項各号に対応している。

IV. 固定資産税・都市計画税の概要

1. 固定資産税について

(1) 固定資産税とは

固定資産税とは、固定資産（土地、家屋及び償却資産を総称する。）の所有者（質権又は100年より長い存続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権又は地上権者とする）に対して課する税金である（奈良市税条例第60条）。税額は、まず土地・家屋・償却資産の評価額を求め、評価額から課税標準額を導き出して、それに税率を掛けて算出する。

評価額は、一定の基準により適正な時価を求める方法により決定する。また評価額は、原則として3年ごと（償却資産は毎年度）に全面的に改定する（これを評価替えといい、この評価替えの年を基準年度という）。

$$\boxed{\text{評価額}} \quad \boxed{\text{課税標準額}} \times \boxed{\text{税率(1.4\%)}} = \boxed{\text{税額}}$$

(2) 課税客体（地方税法第341条、第342条）

固定資産税は、土地、家屋及び償却資産を総称する固定資産に対し、当該固定資産所在の市町村において課するものである。

土地とは田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野その他の土地をいい、家屋とは、住家、店舗、工場、倉庫その他の建物をいう。また償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。）で減価償却計算を行うものをいう。ただし、自動車税の課税客体、軽自動車税の課税客体を除くものとする。

(3) 納税義務者（地方税法第343条）

納税義務者は毎年1月1日（賦課期日）現在で、市内に固定資産を所有している者である。この所有している者とは、次の登記簿などにそれぞれ所有者として登記または登録されている者のことである。

- ・土地については、登記簿または土地補充課税台帳
- ・家屋については、登記簿または家屋補充課税台帳
- ・償却資産については、償却資産課税台帳

(4) 課税標準額（地方税法第 349 条、第 349 条の 2）

基準年度に係る賦課期日に所在する土地又は家屋（以下「基準年度の土地又は家屋」という。）に対して課する基準年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋の基準年度に係る賦課期日における価格（以下「基準年度の価格」という。）で土地課税台帳若しくは土地補充課税台帳（以下「土地課税台帳等」という。）又は家屋課税台帳若しくは家屋補充課税台帳（以下「家屋課税台帳等」という。）に登録されたものとする。償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、賦課期日における当該償却資産の価格で償却資産課税台帳に登録されたものとする。

(5) 免税点（地方税法第 351 条、奈良市税条例第 69 条）

市町村は、同一の者について当該市町村の区域内におけるその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあつては 30 万円、家屋にあつては 20 万円、償却資産にあつては 150 万円に満たない場合においては、原則として固定資産税を課することができない。

(6) その他特例（地方税法第 6 条、奈良市税条例第 80 条）

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和 41 年法律第 1 号）第 6 条第 1 項の規定により指定を受けた歴史的風土特別保存地区の区域内における土地及び家屋（地方交付税法施行令（昭和 33 年政令第 117 号）第 1 条各号に掲げるものの用に供する土地及び家屋を除く。）で、当該土地及び家屋の所有者が使用するものについて、また文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項の規定により指定を受けた史跡、名勝若しくは天然記念物又は同条第 2 項の規定により指定を受けた特別史跡、特別名勝若しくは特別天然記念物である土地のうち市長において特に必要があると認められた土地及び当該土地の上にある家屋（地方交付税法施行令第 1 条各号に掲げるものの用に供する土地及び家屋を除く。）で、当該土地及び当該家屋の所有者が使用するものについて、当該土地に対して課する固定資産税についてはこれを課さないものとし、当該家屋に対して課する固定資産税については当該固定資産税額の 2 分の 1 に相当する額を当該固定資産税額から減額するものとする。

その他市長は、公益上その他の事由により特に必要と認めるものについては、固定資産税を免除又は減額することができる。

上記により固定資産税に係る特例を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年

の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (ア) 所有者の住所及び氏名
- (イ) 土地の所在、地番、地目及び地積
- (ウ) 家屋の所在、家屋番号、家屋の種類、構造及び床面積

(7) 納税の方法(奈良市税条例第74条、第75条、第76条、第77条)

市から送付された納税通知書により、年4回(4月、7月、11月、2月)に分けて納めることとなっている。

2. 都市計画税について

(1) 都市計画税とは(奈良市税条例第159条、第160条)

都市計画税とは、総合的な町づくりを目的として行う都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用の一部を市民が負担する目的税で、都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域のうち同法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し、その固定資産税評価額を課税標準として課する税である。

$$\boxed{\text{課税標準額}} \times \boxed{\text{税率(0.25\%)}} = \boxed{\text{税額}}$$

(2) 納税義務者

市街化区域内に所在する土地・家屋の所有者である。なお、固定資産税において免税点未満の者は、都市計画税も課税されない。

(3) 課税標準額

原則として、固定資産税と同じ土地・家屋の評価額である。

(4) 納税の方法(奈良市税条例第75条第4項)

固定資産税と合わせて納めることとなっている。

3. 税額の推移

固定資産税と都市計画税、調定額と徴収額は互いに連動しているため、増減については同じような動きをする。まず、土地については、土地価格の継続的な下落により、評価額が減少し、税額も減少している。特に平成18年度は税法改正の結果、宅地の課税標準額が下がったため大きく減少している。また家屋は平成18年度及び平成21年度に評価替えが行われたことにより減少しているが、平成19年度及び平成20年度は、在来家屋に新增築家屋分の評価額が新たに加わったことにより、増加している。

【調定額の推移】

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
現年度分	土地	9,348,430	9,039,294	9,014,324	8,982,887	8,970,105
	家屋	8,744,350	8,036,950	8,324,969	8,613,978	8,383,582
	償却資産	2,126,600	2,065,966	2,143,939	2,197,599	2,148,756
	小計	20,219,380	19,142,210	19,483,232	19,794,464	19,502,443
過年度分		1,170	36,166	4,997	12,674	21,057
計		20,220,550	19,178,376	19,488,229	19,807,138	19,523,500
滞納繰越分		2,981,786	2,900,354	2,642,269	2,550,080	2,365,476
合計		23,202,336	22,078,730	22,130,498	22,357,218	21,888,976
交付金	現年度分	121,112	109,117	110,454	86,677	84,868
合計		23,323,448	22,187,846	22,240,952	22,443,895	21,973,844

過年度分とは、以前の年度で課税するものが、何らかの理由で当年度の課税になったものである。(下表でも同じ)

交付金とは、国有資産等所在市町村交付金⁴(以下「市町村交付金」という。)である。

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
現年度分	土地	2,078,741	2,004,746	1,997,029	1,992,247	1,998,675
	家屋	1,352,671	1,245,710	1,291,677	1,339,122	1,310,427
	小計	3,431,412	3,250,456	3,288,706	3,331,369	3,309,103
過年度分		24	3,873	213	216	28
計		3,431,436	3,254,329	3,288,918	3,331,585	3,309,130
滞納繰越分		584,714	564,609	512,292	488,896	451,100
合計		4,016,150	3,818,937	3,801,210	3,820,481	3,760,231

⁴国または奈良市以外の地方公共団体が奈良市内に所有する資産に関する固定資産税は、原則非課税とされる。しかし、その利用実態が民間が利用しているのと変わらない場合、固定資産税の代わりに国または奈良市以外の地方公共団体から奈良市に支払われるのが国有資産等所在市町村交付金である。

【徴収額及び徴収率の推移】

固定資産税

(単位：千円)

		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
		徴収額	徴収率	徴収額	徴収率	徴収額	徴収率	徴収額	徴収率	徴収額	徴収率
現年度分	土地	9,019,192	96.5%	8,740,584	96.7%	8,707,944	96.6%	8,665,949	96.5%	8,699,648	97.0%
	家屋	8,436,388	96.5%	7,771,363	96.7%	8,042,018	96.6%	8,310,056	96.5%	8,130,809	97.0%
	償却資産	2,117,925	99.6%	2,063,273	99.9%	2,142,053	99.9%	2,193,511	99.8%	2,145,118	99.8%
	小計	19,573,506	96.8%	18,575,219	97.0%	18,892,015	97.0%	19,169,516	96.8%	18,975,576	97.3%
過年度分		1,170	100.0%	36,060	99.7%	3,361	67.3%	12,418	98.0%	21,022	99.8%
計		19,574,676	96.8%	18,611,279	97.0%	18,895,376	97.0%	19,181,934	96.8%	18,996,598	97.3%
滞納繰越分		487,554	16.4%	545,396	18.8%	494,556	18.7%	530,519	20.8%	427,608	18.1%
合計		20,062,230	86.5%	19,156,675	86.8%	19,389,932	87.6%	19,712,453	88.2%	19,424,206	88.7%
交付金	現年度分	121,112	100.0%	109,117	100.0%	110,454	100.0%	86,677	100.0%	84,868	100.0%
合計		20,183,342	86.5%	19,265,792	86.8%	19,500,386	87.7%	19,799,130	88.2%	19,509,074	88.8%

都市計画税

(単位：千円)

		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
		徴収額	徴収率	徴収額	徴収率	徴収額	徴収率	徴収額	徴収率	徴収額	徴収率
現年度分	土地	2,004,346	96.4%	1,938,098	96.7%	1,928,752	96.6%	1,921,547	96.5%	1,937,200	96.9%
	家屋	1,304,261	96.4%	1,204,297	96.7%	1,247,515	96.6%	1,291,600	96.5%	1,270,121	96.9%
	小計	3,308,607	96.4%	3,142,395	96.7%	3,176,267	96.6%	3,213,147	96.5%	3,207,321	96.9%
過年度分		24	100.0%	3,873	100.0%	47	22.2%	8	3.9%	2	6.8%
計		3,308,631	96.4%	3,146,268	96.7%	3,176,314	96.6%	3,213,155	96.4%	3,207,323	96.9%
滞納繰越分		93,284	16.0%	104,445	18.5%	95,224	18.6%	101,229	20.7%	81,420	18.0%
合計		3,401,915	84.7%	3,250,713	85.1%	3,271,537	86.1%	3,314,384	86.8%	3,288,743	87.5%

4. 税率

現在のところ、税率は固定資産税が 1.4%(奈良市税条例第 68 条)、都市計画税が 0.25%(奈良市税条例第 160 条)となっている。

5. 減免(奈良市税条例第 79 条、奈良市税減免規則第 6 条)

市長は、次の各号の一に該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

- (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産
- (2) 公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。)
- (3) 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産
- (4) 前各号に掲げるものの外、市長において特に必要と認めるもの

また固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (ア) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (イ) 土地にあつては、その所在、地番、地目、地積及び価格
- (ウ) 家屋にあつては、その所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び価格
- (エ) 償却資産にあつては、その所在、種類、数量及び価格
- (オ) 減免を受けようとする事由及び市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産にあつては、その被害の状況

6. 非課税について（地方税法第 348 条第 1 項、第 2 項）

市町村は、国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、地方開発事業団及び合併特別区に対しては、固定資産税を課することができない。その他、固定資産税は、土地開発公社が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるもの、宗教法人が専らその本来の用に供する境内建物や境内地、墓地、公共の用に供する道路、運河用地及び水道用地、ため池、堤とう、学校において直接保育又は教育の用に供する固定資産、社会福祉法人その他政令で定める者が児童福祉施設、老人福祉施設等の用に供する固定資産で政令で定める固定資産に対しては課することができない。

そして非課税の適用を受けようとする者は、土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途や家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途等の事項を記載した申告書を、市長に提出しなければならない(奈良市税条例第 61 条～第 64 条の 2)。市では非課税について、所有者非課税 地目非課税 その他非課税の 3 つに分類して管理している。

7. 課税面積について

市が毎年度作成している平成 21 年度固定資産概要調書等によると、土地面積は以下のとおりとなっている。

(単位：㎡)

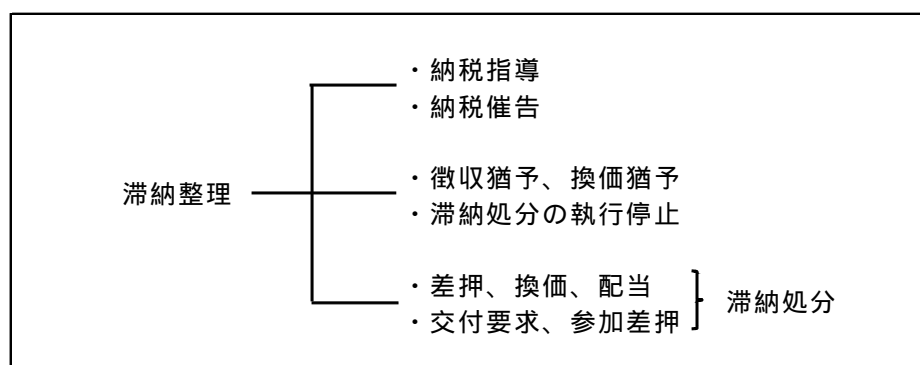
	非課税面積	52,610,519
	課税面積	174,447,915
合計	市全体面積	227,058,434

V. 滞納整理の概要

1. 滞納整理について

(1) 滞納整理の全体像

「滞納整理」とは、滞納となった地方団体の徴収金を徴収するための事務手続きの総称をいう。これに対して「滞納処分」とは、納税義務者が納期限までに地方団体の徴収金を完納しないときに、督促を行ってもなお完納しない場合にとられる地方団体の強制徴収手続きの総称をいう。税を滞納すると担当課による「納税指導」や「納税催告」が行われ、滞納者の資産状況や納税意思その他の諸事情を考慮したうえで、「徴収猶予」その他の納税緩和措置を行うか、「差押」その他の滞納処分によって滞納者の財産を換価した対価から滞納税等⁵を強制的に徴収することになる。



(2) 滞納処分について

「滞納処分」には、地方団体が自ら強制換価手続きを行う狭義の「滞納処分」（「差押、換価、配当」）の他、滞納者の財産についてすでに滞納処分や強制執行等の強制換価手続きが開始されている場合にその手続きに参加して受ける配当によって地方団体の徴収金を徴収する「交付要求」及び「参加差押」を含めた広義の「滞納処分」がある。

⁵ 滞納税等とは、滞納している本税と延滞金のことである。

差 押：滞納者の財産処分を制限して換価(公売・取立)できる状態におく強制処分。
換 価：差押財産を金銭にかえる強制手続の総称。
配 当：差押財産の換価代金その他の金銭を地方団体の徴収金その他の債権に配分する手続の総称。
交付要求：滞納者の財産について強制換価手続が開始された場合において、その手続に参加して配当を受け、それによって徴収金を徴収する手続。
参加差押：滞納者の財産について他の滞納処分による差押が先行して行われている場合に、先行する滞納処分手続に参加して徴収金の徴収の交付を求めること(交付要求)に加えて、先行する滞納処分の解除・取消が行われた場合には、参加差押えをした時に遡って差押の効力を生じ、その後の滞納処分手続をするもの。

平成 21 年度中における滞納処分の状況は以下のとおりである。

【平成21年度における滞納処分の状況】 (単位：千円)

処分内容		期首	処分	処分完結	期末
差押	件数	739	1,849	1,365	1,223
	金額	856,923	798,498	709,184	946,236
交付要求	件数	1,263	1,288	1,337	1,214
	金額	343,727	187,115	329,752	201,090
参加差押	件数	809	170	114	865
	金額	656,664	96,803	129,478	623,989
合計	件数	2,811	3,307	2,816	3,302
	金額	1,857,314	1,082,415	1,168,414	1,771,315

金額は、滞納となっている税金の額である。

(3) 公売について

「公売」とは、滞納税等の回収のために差押した財産を「換価」するための手続をいう。市における平成 19 年度から平成 21 年度までの公売実績は以下のとおりである(なお、滞納整理課を設置してから換価処分を従来よりも積極的に行っているため、平成 21 年度から公売実績が大幅に増加している)。

(単位：千円)

種別	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	売却件数	売却額	売却件数	売却額	売却件数	売却額
インターネット	-	-	-	-	16	1,284
市単独	-	-	2	13,403	16	5,243
奈良県合同	2	14,351	1	1,001	2	1,421
合計	2	14,351	3	14,404	34	7,948

(4) 徴収猶予・換価猶予について

「徴収猶予」とは、滞納者に一定の事情がある場合に、滞納者等の申請に基づいて一定期間納税の猶予をはかる制度である（地方税法第 15 条第 1 項）。

- 第1号：納税者又は特別徴収義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき。
- 第2号：納税者若しくは特別徴収義務者又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。
- 第3号：納税者又は特別徴収義務者がその事業を廃止し、又は休止したとき。
- 第4号：納税者又は特別徴収義務者がその事業につき著しい損失を受けたとき。
- 第5号：前各号の一に該当する事実と類する事実があつたとき。

これに対し、「換価猶予」とは、滞納処分を受けた滞納者に一定の事情がある場合に、滞納者の申請に基づかないで職権でその換価を猶予することにより納税の猶予をはかる制度である（地方税法第 15 条の 5 第 1 項）。

- 第1号：その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき。
- 第2号：その財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることに比して、滞納に係る地方団体の徴収金及び最近において納付し、又は納入すべきこととなる他の地方団体の徴収金の徴収上有利であるとき。

平成 21 年度における徴収猶予及び換価猶予の状況は以下のとおりである。

（単位：千円）

	継続中		解除	
	人数	税額	人数	税額
徴収猶予	25	329,945	3	16,711
換価猶予	4	2,213	1	108
合計	29	332,159	4	16,819

(5) 執行停止について

執行停止とは、滞納者に一定の事情がある場合に、滞納者の申請に基づかないで職権で滞納処分の執行を停止することをいう（地方税法第 15 条の 7）。

- 第1項第1号：滞納処分をすることができる財産がないとき。
- 第1項第2号：滞納処分をすることによつてその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- 第1項第3号：その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。
- 第5項：第1項第1号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるときその他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

滞納処分の執行の停止が3年間継続した場合、地方団体の徴収金を納付する義務は消滅する(地方税法第15条の7第4項)。また、滞納処分の執行の停止期間中においても、徴収金の消滅時効は進行する(国税徴収法基本通達第153条関係12)。

平成21年度における滞納処分の執行停止状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

1項1号		1項2号		1項3号		5項		合計	
件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
317	74,087	614	52,952	50	3,961	132	16,761	1,113	147,761

2. 時効について

地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利(地方税の徴収権)は、原則として法定納期限の翌日から起算して5年間行使しないことによって時効により消滅する(地方税法第18条第1項)。滞納整理と消滅時効の関係は以下のとおりである。

滞納整理	時効の中断	時効の停止
納付又は納入に関する告知	告知書に指定された納付又は納入に関する期限までの期間(地方税法第18条の2第1項第1号)	-
督促	督促状又は督促のための納付もしくは納入の催告書を発した日から起算して10日を経過した日までの期間(地方税法第18条の2第1項第2号)	-
交付要求	交付要求が行われている期間(地方税法第18条の2第1項第3号)	-
参加差押	参加差押が行われている期間	-
納税催告書の発送	納税催告書を発した日の翌日から起算して6カ月以内に差押又は交付要求(参加差押を含む)又は納付等の中断事由があれば、時効が中断する(民法第153条)	-
差押	差押の効力が生じた時に時効が中断し、中断の効力は滞納処分の終了又は差押解除の時まで(民法第157条第1項)	-
徴収猶予	-	猶予されている期間(地方税法第18条の2第4項)
換価猶予	-	猶予されている期間(地方税法第18条の2第4項)

3. 不納欠損について

不納欠損処分とは、歳入徴収額を調定したものの何らかの理由で徴収が行えず、今後も徴収の見込みがたたないため、徴収台帳から削除することをいう。市税に関する主な不納欠損事由及び平成21年度における処理件数並びに処理税額は以下のとおりである。

【地方税法第15条の7第4項】

- ・滞納処分の執行停止が3年間継続することによって徴収権が消滅したケース

【地方税法第15条の7第5項】

- ・滞納処分をする財産がないため執行停止となった滞納者について、一定の条件が認められるため即時に徴収権を消滅させたケース

【地方税法第18条（執行停止中時効）】

- ・執行停止中に消滅時効期間が満了したケース

【地方税法第18条（消滅時効）】

- ・徴収権が時効により消滅したケース

(単位：千円)

税目	会計	15条の7第4項		15条の7第5項		18条 (執行停止中時効)		18条(消滅時効)		合計	
		件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
個人市民税	現年	0	0	6	475	0	0	0	0	6	475
	過年	0	0	2	17	0	0	0	0	2	17
	滞繰	267	24,971	59	6,153	44	7,471	6,230	81,323	6,600	119,918
	小計	267	24,971	67	6,645	44	7,471	6,230	81,323	6,608	120,410
法人市民税	現年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	過年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	滞繰	0	0	0	0	11	630	110	8,539	121	9,169
	小計	0	0	0	0	11	630	110	8,539	121	9,169
固定資産税	現年	0	0	9	762	0	0	0	0	9	762
	過年	0	0	1	50	0	0	0	0	1	50
	滞繰	399	45,778	41	5,085	16	820	4,756	156,947	5,212	208,630
	小計	399	45,778	51	5,897	16	820	4,756	156,947	5,222	209,442
都市計画税	現年	0	0	9	145	0	0	0	0	9	145
	過年	0	0	1	10	0	0	0	0	1	10
	滞繰	399	9,128	37	943	16	187	4,746	35,507	5,198	45,765
	小計	399	9,128	47	1,098	16	187	4,746	35,507	5,208	45,920
合計	現年	0	0	24	1,382	0	0	0	0	24	1,382
	過年	0	0	4	77	0	0	0	0	4	77
	滞繰	1,065	79,877	137	12,181	87	9,108	15,842	282,316	17,131	383,482
	小計	1,065	79,877	165	13,640	87	9,108	15,842	282,316	17,159	384,941

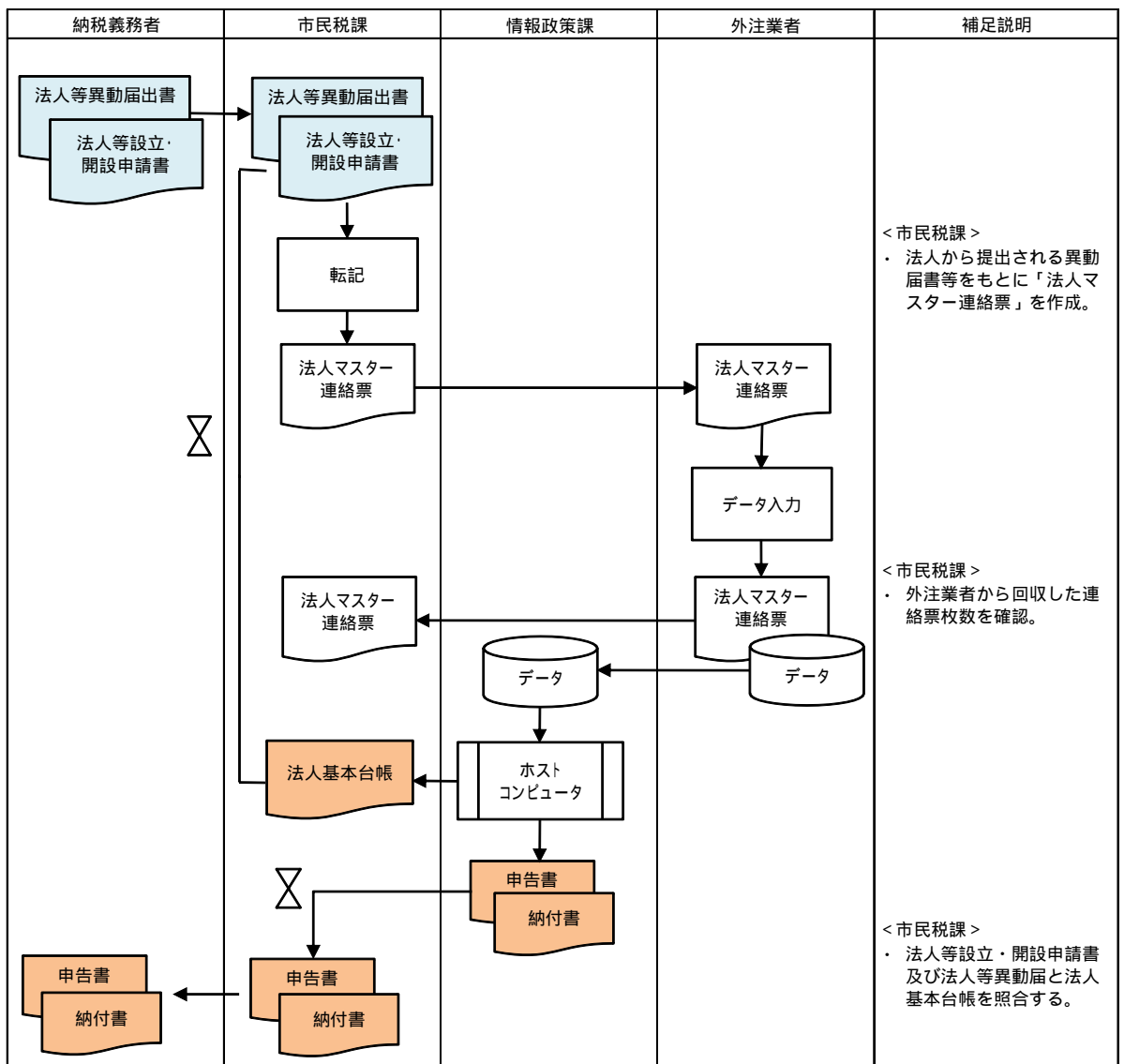
第3 監査の結果及び意見

1. 市民税の賦課について

1. 法人市民税について

(1) 概要

法人市民税の業務フローは以下のとおりである。



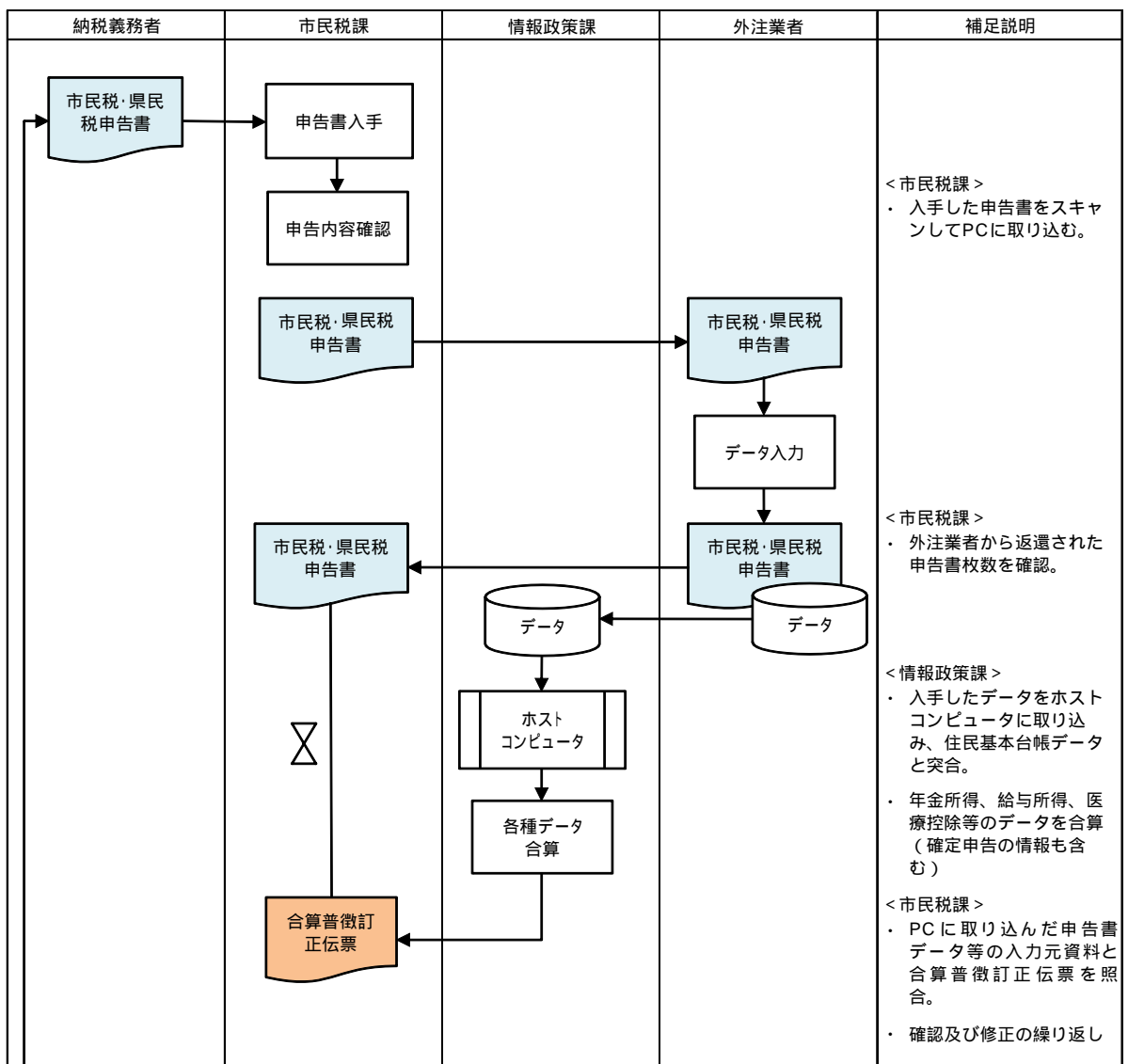
(2) 結果及び意見

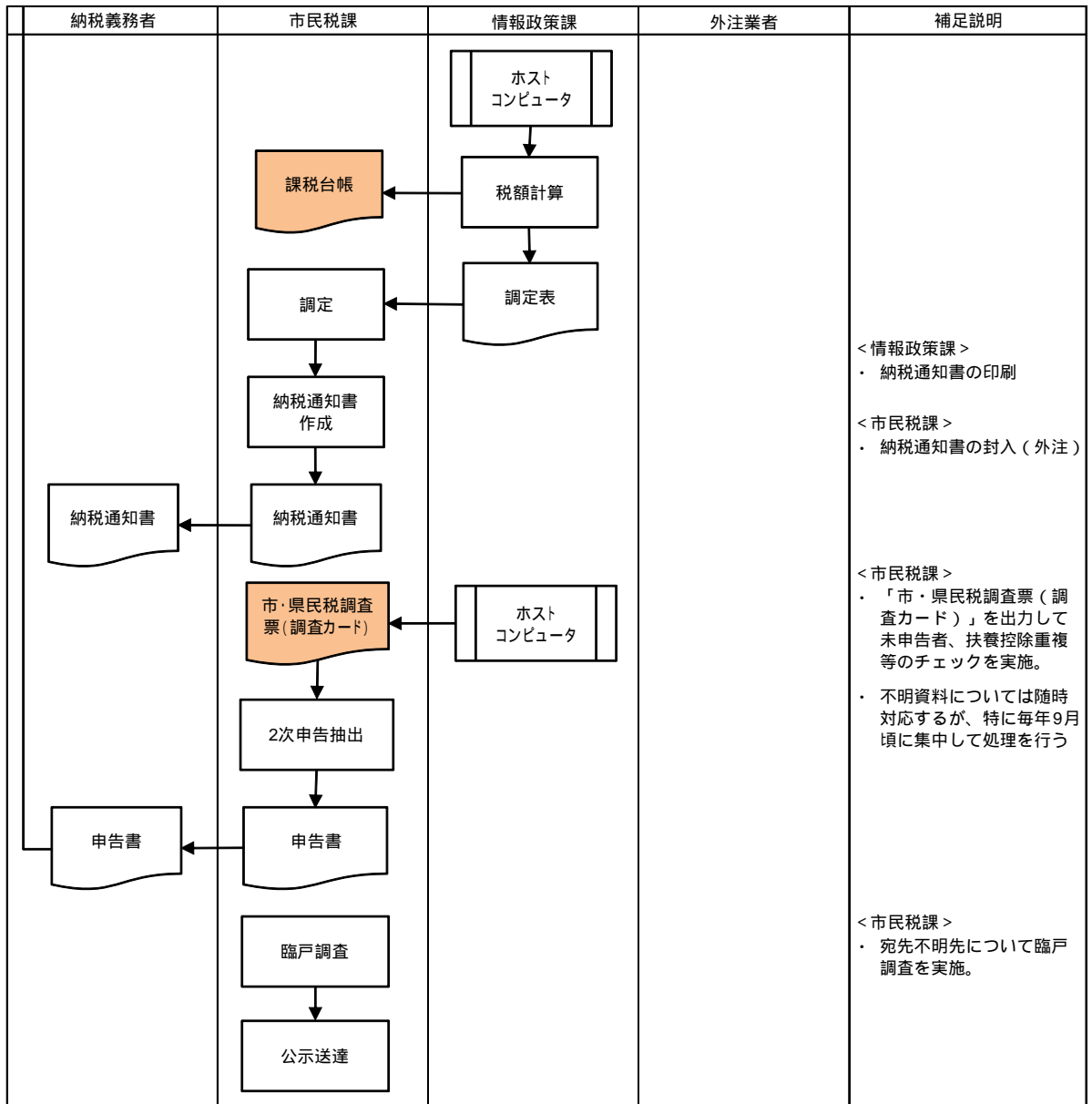
特に指摘すべき事項はない。

2. 個人市民税について

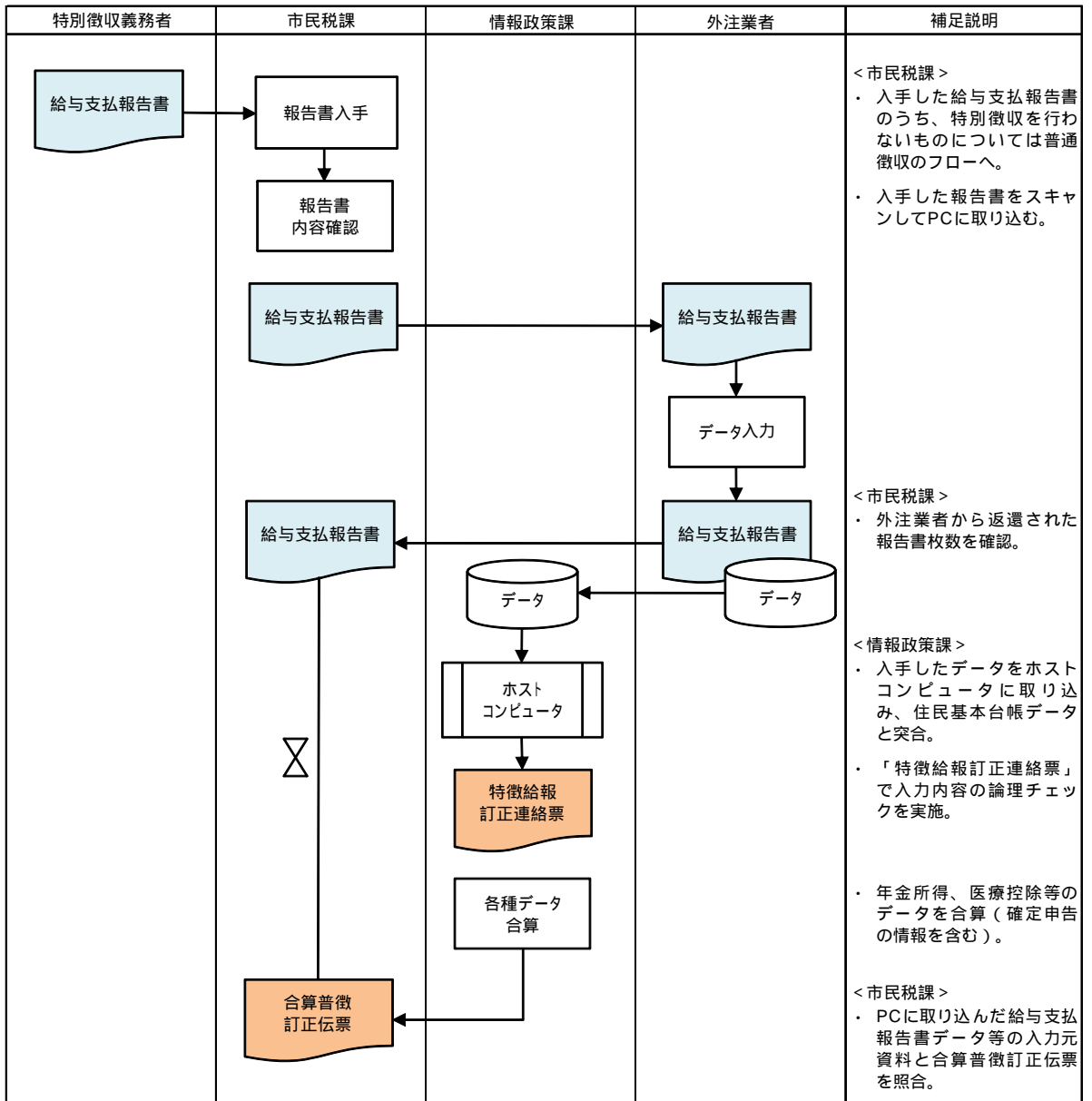
(1) 概要

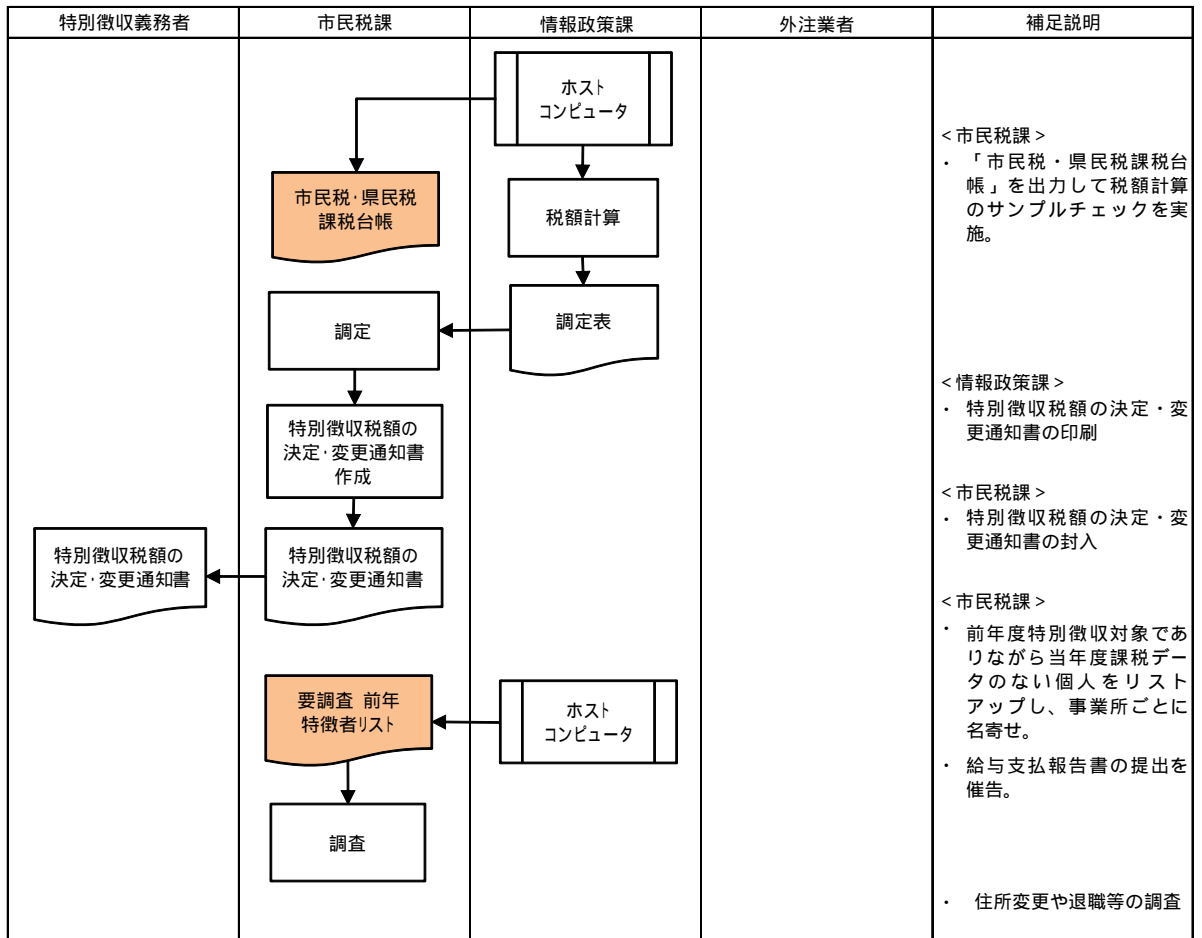
普通徴収の業務フロー



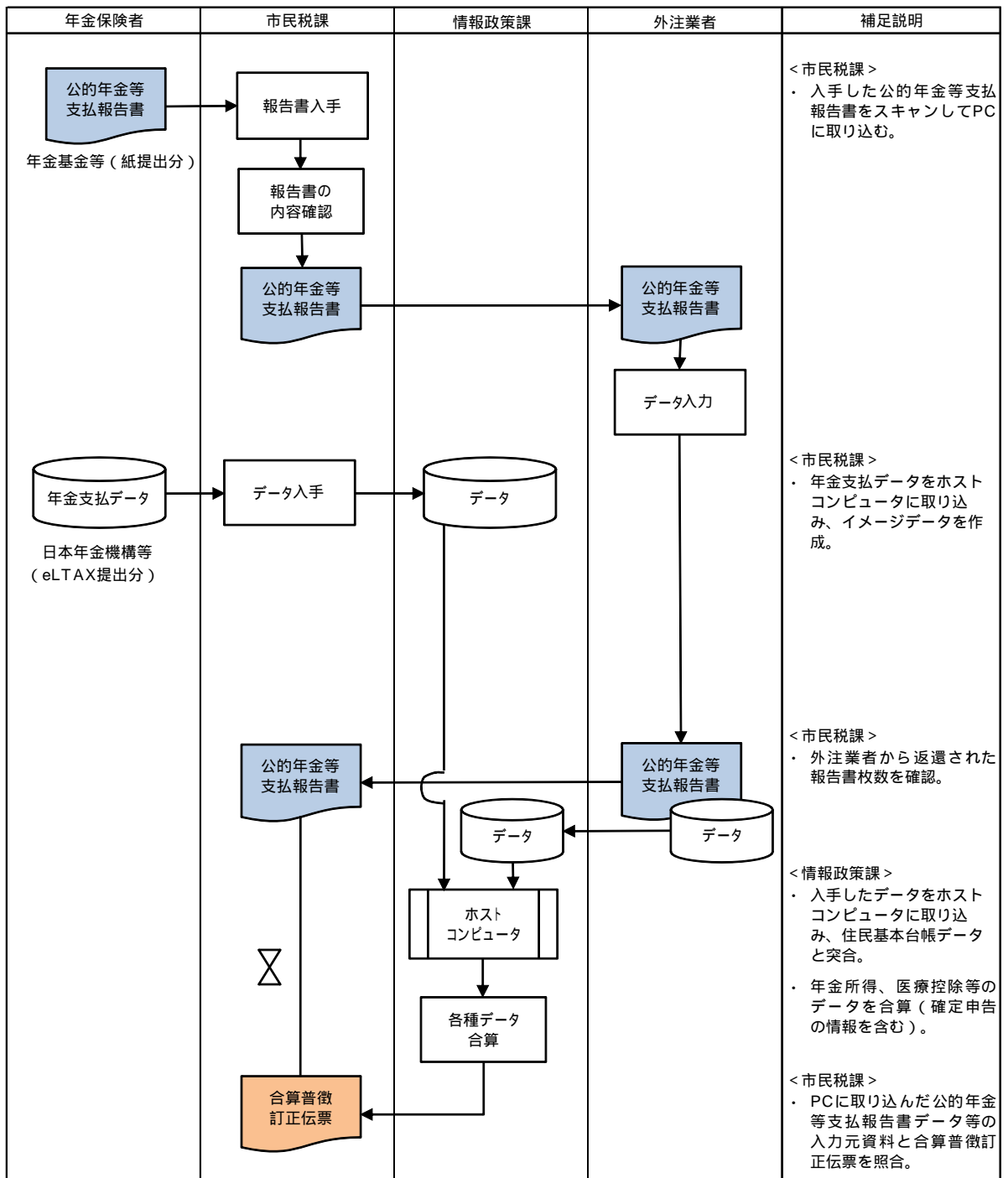


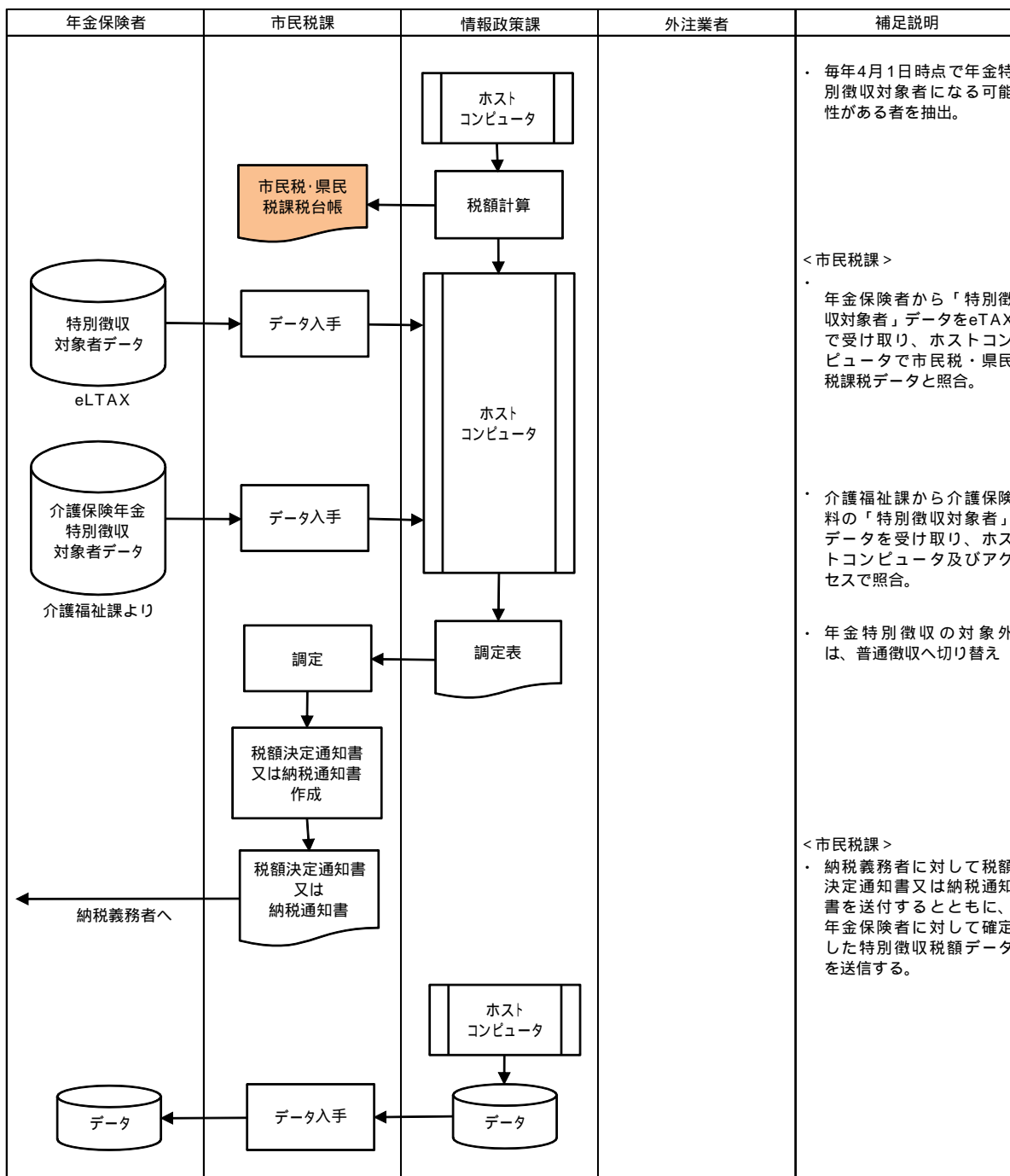
特別徴収の業務フロー





年金特別徴収の業務フロー





(2) 結果及び意見

申告漏れ調査の管理を徹底すべきである（結果）

「平成 21 年度所得調査票・法定調書に伴う呼び出し状・所得不確定分調査票について（平成 21 年 9 月 10 日起案、決裁）」によると、納税義務の有無を確かめるために調査票を発送した件数は 8,140 件である。市は全市民を対象にローラー的に納税義務の有無を調査して、調査票送付対象者を選別している。調査票に対して回答がない

ものや回答内容が不明確なものについては本人や過去の事業所に連絡をとる等の対応を行っている。それでも不明確なものについては調査カード⁶に記録され、当該年度のみならず、次年度以降の調査や次年度の市・県民税申告書発送対象者の抽出などに活用されている。このように、個々のケースを見れば処理の進捗が容易に確認できる。しかし、全体としてどこまで対応できているかについて明確に把握できない状況にある。

課税の公平性を確保するとともに、調査票を発送する案件の抽出について相当の労力と時間がかけられていることからすれば、少なくとも調査票を送付した案件については管理表を作成する等して申告が必要な案件と申告が不要な案件を明確に区分するとともに、申告が必要な案件についてどのような対応を行ったかについての顛末を明らかにすることが必要であると考えらる。

減免申請に関する書類の管理を文書取扱規程どおりにすべきである（結果）

減免申請書類の処理手続きとして必要な手続きは、申請書に受付印を押印後、文書整理簿に申請書の受付日等を記載し、申請書に文書整理簿の番号⁷を付す。次に、申請書は担当者に引き渡され、担当者は、減免が適用されるかどうかについて起案する。決裁後、減免の可否や減免金額等の決定内容が記載された「市民税及び県民税の減免について（通知）」（以下「通知文書」という。）を申請者に送付する。通知文書の送付にあたっては、文書整理簿の処理経過欄にその旨が記載される。また、通知文書には文書整理簿の番号の枝番号を付すこととされている（奈良市文書取扱規程第 21 条第 5 号）。

しかし、市の対応には、以下のような処理が見受けられた。

受付時に申請書に文書整理簿の番号を記載していない。

申請書に文書整理簿の番号を付さず、通知文書に文書整理簿の番号を付している。

通知文書に枝番号を付していない。

したがって、減免に関して処理手続きや内容等に特に指摘すべき事項はないものの、申請書等の紛失や処理漏れを防ぐために、文書整理簿による書類の管理方法について文書取扱規程どおりとすべきである。

⁶ 調査カードとは、過去 3 年分の納税義務者の状況を記載した書類である。

⁷ 文書整理簿にあらかじめ付されている連続した番号のこと。

なお、減免申請に関する書類の管理を行うに当たって、現在の文書取扱規程によるよりも効果的・能率的な方法が考えられるのであれば、新たなルールを定めることも考えられる。

取下となった減免申請書の保管場所を定めるべきである（結果）

平成 21 年度市県民税減免申請受付簿を見ると、平成 21 年度に受付をした 35 件のうち、申請後取下となったものが 1 件、却下となったものが 4 件あった。そのうち、取下となった 1 件についての資料が別の場所に保管されており、検索に時間がかかった。

申請に基づいて行う審査等の進捗状況を確認するために、取下となった申請書等の資料についての保管場所を定めておく必要があると考える。

不達となった納税通知書の管理表の様式を定めるべきである（意見）

宛先不明等で不達となった納税通知書については、課員が原因を調査して通知書の再発送等の対応を行い、最終的に納税義務者の住所が判明しない場合には公示送達⁸することになる。ここで、最終的に公示送達する案件については調査の経過等を記載した書面を添付して上席者の承認が行われている。しかし、それ以外の案件については各課員が、業務マニュアルに沿って調査等を行うものの、業務マニュアルには調査の結果及びその後の対応状況をまとめるための管理表の様式が定められておらず、各課員が独自の様式で管理表を作成して対応している。そのため、公示送達すべき納税義務者に対して漏れなく送達されているかどうかを効率よく確認することができない状況にある。

不達となった納税通知書に関する調査の結果をスムーズに公示送達につなげるために、業務マニュアルに管理表の様式を定めるべきである。

なお、さらに管理精度を上げるために、不達となった納税通知書に連番を付して管理することも考えられる。

税額の減額修正についてチェック体制を整備すべきである（意見）

税額の修正は、課税システムに修正データを入力後「市民税・県民税の変更決定について（伺い）」が紙で出力され上席者の決裁を受ける。税額が修正された納付書は、

⁸ 公示送達とは、市が送達すべき書類を保管していて、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨を市の掲示板に掲示して行う送達方法である。掲示されてから 7 日間経過すると、書類が送達されたものとみなされる。

システムデータに基づいて作成される。したがって、修正後の納付書を作成する前に、決裁文書と課税システム内のデータが整合しているかを確認しなければ、不注意か意図的かを問わず、決裁されていない税額の修正が行われるリスクがある。このリスクに対応するため、市は、修正データ入力の際にパスワード入力を求めて入力者を特定し、倫理研修を実施する等の対応をしている。

しかし、市は決裁文書と課税システム内のデータの整合性を確認していない。

税額が増加する修正の場合は、通常、納税者から問い合わせがあり、事後的に発見できる可能性が高いと考えられる。しかし、税額が減少する修正の場合は、納税者からの問い合わせが来る可能性は低く、事後的に発見することは期待できないと考えられる。

したがって、税額修正の件数が多数あるため、修正の全件について確認することは実務上困難であるとしても、税額が減額修正された案件を任意に抽出して「市民税・県民税の変更決定について（伺い）」と課税システム内のデータの照合を定期的を実施する等、牽制機能を発揮できるチェック体制を整備するべきであると考ええる。

過年度税額の減免を行うべきではない(意見)

「減免を受けようとする者は、納期限の 7 日前までにその事由を記載した申請書にこれを証明する書類を添付して市長に提出しなければならない」(奈良市税条例第 47 条第 2 項)の規定のとおり、市税の減免を受けるには納期限到来前に申請書を提出する必要がある。平成 21 年度の申請書の中には、平成 21 年度に生活保護受給者になった後、平成 20 年度分として課税される所得の申告があり、これを認めて減免しているものが 1 件あった。

平成 21 年度に所得の申告がなされ、平成 21 年度に調定されており、納期限到来前に申請するという条件は満たしている。このため手続に問題はなく減免を適用できることになる。しかし、生活保護受給者となったのは平成 21 年度であり、平成 20 年度に賦課していれば減免の対象にならなかったものである。このような過年度の税額の減免は課税の公平の観点から行うべきではないと考える。

生活保護と税金の減免は切り離して考えることを検討すべきである(意見)

奈良市税減免規則第 2 条では生活保護法の生活扶助を受ける者は市税を免除としている。一見すると、生活保護受給者はその生活が苦しいため、何ら問題がないよ

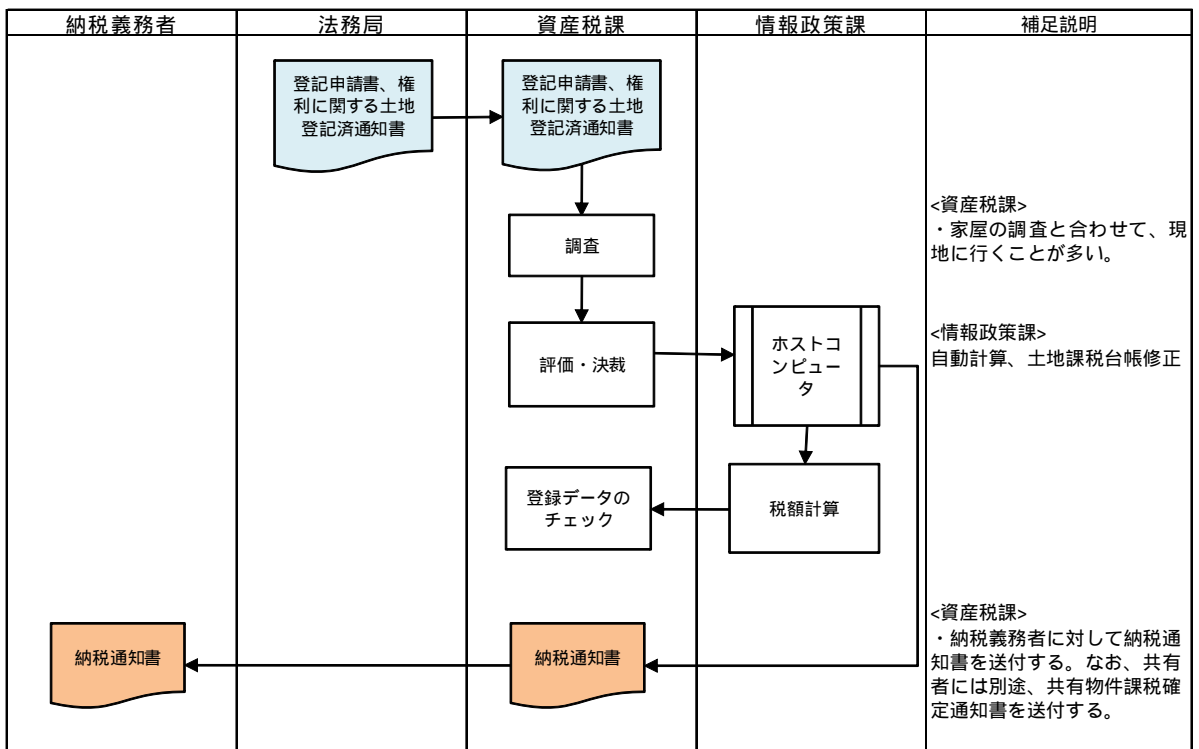
うに思える。しかし、課税がなされるということは、過去に所得があった、もしくは資産を保有していたということであり、基本的に納税は可能と考えられる。また、生活保護法は第 1 条で「国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めてあり、生活困窮者を究極的には自立させることを目的としている。この趣旨に鑑みるのであれば、生活保護受給者に対して、「生活保護受給中は徴収猶予するが、時効が成立するまでに生活保護受給者が自立して納税が可能な状態になれば税金を納めてもらうことがあるべき姿である」ということを十分説明すれば、生活保護の受給と税金の減免は切り離すことも可能であると考えられる。

II. 固定資産税・都市計画税の賦課について

1. 概要

(1) 固定資産税の概要

土地の業務フロー



固定資産税、都市計画税の非課税件数

直近 3 カ年の固定資産税、都市計画税の要件別の非課税件数は、以下のとおりである。

【固定資産税・都市計画税要件別非課税件数(土地)】

		19年度	20年度	21年度
所有者 非課税	国	17,752	17,819	17,847
	奈良県	16,304	16,540	16,745
	奈良市	35,779	36,115	36,672
	奈良市土地開発公社	285	239	238
	奈良県土地開発公社	34	34	34
	奈良県道路公社	352	352	352
	計	70,506	71,099	71,888
地目 非課税	堤塘	1,638	1,624	1,600
	溜池	2,319	2,311	2,299
	学校用地	1,383	1,399	1,393
	保安林	2,189	2,188	2,192
	公衆道路	42,533	43,002	43,617
	境内地	1,859	1,875	1,878
	従前地(区画整理事業)	1,165	1,202	1,251
	墳墓地	686	689	689
	水道用地	210	213	220
	河川敷	948	964	964
	用悪水路	3,889	3,915	3,999
	井溝	74	73	73
	計	58,893	59,455	60,175
	その他	学校	40	41
宗教団体		213	222	237
社会福祉法人		176	197	184
公共団体		946	934	935
その他		930	909	917
計		2,305	2,303	2,312
合 計		131,704	132,857	134,375

【固定資産税・都市計画税要件別非課税件数(家屋)】

	19年度	20年度	21年度
学校	135	140	144
宗教団体	357	384	398
社会福祉法人	127	129	140
その他	257	271	273
合 計	876	924	955

固定資産税、都市計画税の減免状況

直近3カ年の固定資産税、都市計画税の減免状況は、以下のとおりである。

土地の【23.その他】については、平成20年度に厳密に調査を実施したことにより、

【8.公園】等に分別したため、平成19年度から平成20年度にかけて、大きく減少している。

土地

(単位：千円)

	減免要件	19年度				20年度				21年度			
		件数	固定資産税額	件数	都市計画税額	件数	固定資産税額	件数	都市計画税額	件数	固定資産税額	件数	都市計画税額
1	歴史的風土特別保存地区	2,333	38,732	0	0	2,261	38,798	0	0	2,187	36,326		
2	特別史跡地区	238	4,031	27	227	236	4,023	27	227	230	3,992	27	229
3	文化財指定地区	1	28	1	10	1	28	1	10	1	28	1	10
4	特定市街化区域農地の共同住宅等	6	131	6	48								
5	私道					368	1,345	323	227	372	1,356	326	228
6	ゲートボール場	57	2,136	29	291	26	874	1	46	26	877	1	46
7	区画整理事業使用収益停止	147	9,903	147	2,446	146	9,796	146	2,499	154	9,148	154	2,252
8	公園					512	9,348	480	818	707	5,986	679	675
9	緑地・市境緑地					21	4,469	10	655	21	4,561	10	655
10	ちびっ子広場					10	341	4	32	10	310	4	32
11	ゴミ置場					75	118	71	21	76	118	71	21
12	保育園・幼稚園					8	5,673	4	930	7	5,343	3	871
13	公衆浴場					27	1,304	27	239	23	1,230	23	225
14	公民館・集会所					145	5,318	56	707	147	5,585	57	733
15	ポンプ庫・防火水槽					33	375	7	39	42	383	7	39
16	ホテル												
17	旅館												
18	社会福祉法人												
19	登録有形文化財												
20	重要文化財					2	30	2	11	2	30	2	11
21	県指定文化財					2	131	2	30	2	131	2	30
22	郵便事業(株)/郵便局					2	7,498	2	1,339	2	7,442	2	1,329
23	その他	1,182	39,014	850	5,797	196	14,384	66	2,122	194	13,678	65	2,029
	計	3,964	93,975	1,060	8,819	4,071	103,853	1,229	9,952	4,203	96,524	1,434	9,415
24	市条例 79-1-1(生活保護)	98	1,276	82	381	97	1,222	78	348	103	1,337	74	348
25	市条例 79-1-3(罹災)												
	計	98	1,276	82	381	97	1,222	78	348	103	1,337	74	348
	合計	4,062	95,251	1,142	9,200	4,168	105,075	1,307	10,300	4,306	97,861	1,508	9,763

家屋

(単位：千円)

	減免要件	19年度				20年度				21年度			
		件数	固定資産税額	件数	都市計画税額	件数	固定資産税額	件数	都市計画税額	件数	固定資産税額	件数	都市計画税額
1	歴史的風土特別保存地区	450	4,483	0	0	452	5,017	0	0	456	5,133		
2	特別史跡地区	153	1,286	30	52	153	1,286	30	52	152	1,183	29	44
3	文化財指定地区	2	3,243	2	579								
4	特定市街化区域農地の共同住宅等	4	1,672	4	299	2	1,043	2	186				
5	私道												
6	ゲートボール場												
7	区画整理事業使用収益停止	3	5,524	3	986								
8	公園												
9	緑地・市境緑地												
10	ちびっ子広場												
11	ゴミ置場												
12	保育園・幼稚園												
13	公衆浴場	26	642	25	114	24	625	24	112	23	596	23	106
14	公民館・集会所					79	4,467	47	493	81	4,341	48	483
15	ポンプ庫・防火水槽					1	12	1	2	1	11	1	2
16	ホテル					1	3,222	1	575				
17	旅館												
18	社会福祉法人												
19	登録有形文化財					1	138	1	25	1	133	1	24
20	重要文化財					1	4	1	1	1	4	1	1
21	県指定文化財					1	2	1	1	1	2	1	1
22	郵便事業(株)/郵便局												
23	その他	15	13,525	13	2,005	15	13,525	13	2,005	17	14,263	15	2,143
	計	653	30,375	77	4,035	730	29,341	121	3,452	733	25,666	119	2,804
24	市条例 79-1-1(生活保護)	107	2,150	85	301	104	1,899	80	254	99	1,547	72	199
25	市条例 79-1-3(罹災)	12	305	7	30	18	217	13	24	13	245	6	22
	計	119	2,455	92	331	122	2,116	93	278	112	1,792	78	221
	合計	772	32,830	169	4,366	852	31,457	214	3,730	845	27,458	197	3,025

2. 結果及び意見【(1)は減免について(2)～(4)は非課税について記載】

(1) 減免(土地)について

減免対象となっているリストから任意に下記の 20 件を抽出し、所有者からの申請書及びその決裁書を確認した。また直近の航空写真(平成 20 年秋)を見て減免理由との大きな相違がないかを確認するとともに、現場における調査が必要と認めた一部の抽出物件については、現地視察を行った。その結果は以下のとおりである。

	町名	申請書	決裁日	備考
1	雑司町	なし	なし	歴史的風土特別保存地区
2	川上町	なし	なし	歴史的風土特別保存地区
3	春日野町 a	なし	なし	歴史的風土特別保存地区
4	春日野町 b	なし	なし	歴史的風土特別保存地区
5	奈良阪町 a	H15.3.17	H15	歴史的風土特別保存地区
6	奈良阪町 b	H15.3.17	H15	
7	高畑町 a	H2.1.6	H2.1.6	歴史的風土特別保存地区。奈良市税条例第 80 条第 2 項。庭園部分。
8	高畑町 b	なし	なし	歴史的風土特別保存地区
9	高畑町 c	なし	なし	歴史的風土特別保存地区
10	高畑町 d	なし	なし	歴史的風土特別保存地区
11	大森町 a	H19.1.9	H19.1.9	土地区画整理事業の施行に伴う使用収益停止(JR 奈良駅南区画整理)
12	大森町 b	H19.1.9	H19.1.9	土地区画整理事業の施行に伴う使用収益停止(JR 奈良駅南区画整理)
13	西大寺南町 a	H9.2.12	H9.2.12	土地区画整理事業の施行に伴う使用収益停止(西大寺南区画整理)
14	西大寺南町 b	H15.1.15	H15.1.15	土地区画整理事業の施行に伴う使用収益停止(西大寺南区画整理)
15	朱雀四丁目	H3.9.26	H3.10.7	社会福祉法人(地方税法第 348 条 2 項 10 号、奈良市税条例第 80 条第 3 項)
16	池田町	S60.2.1	S60.2.1	施設誘致のための緑地設置に対する減免。奈良市税条例第 79 条第 1 項第 4 号。
17	南城戸町	H7.4.28	H7.4.28	公衆浴場に係る固定資産税減税。(S55.1.22 自治固第 2 号)。その後 S60.S61 のみ更に 5%軽減(S60.2.28 自治固第 5 号)。H2.4.1 自治固第 21 号にて 5 分の 3 軽減された。H7.4.1 自治固 15 号にて 3 分の 2 軽減された。
18	大宮町五丁目	H20.4.1	なし	総税固第 93 号により、H20～H24 年度については課税標準は 2 分の 1。地方税法による特例措置である(システム

	町名	申請書	決裁日	備考
				上、減免としているが、実際は減免ではない。
19	鶴舞西町	H21.10.28	S58.9.27	H21 に土地面積変更(契約書確認済。下水道を新設し、その分面積減少)。鶴舞団地汚水処理場跡地を市の西部図書館等の公共施設用地として無償で借地している。2009年8月住宅地図にて、今も図書館であることを確認した。
20	登美ヶ丘二丁目	H6.5.13	H6.5.18	土地所有者が美術館に無償貸与している。

は、現場視察を行った。

【 16】



駐車場になっている。



「月極専用駐車場」と書かれた看板があり、有料であると考えられる。

【 17】



公衆浴場として営業している。

申請当時と状況が変化しており、課税対象とすべきである(結果)

16 については、施設誘致した際の緑地設置に対する減免であり、相手方と市の協議書が存在し、決裁も受けていた。当時は緑地とした公園を市が引き取ることが多かったが、この案件では相手方が公園を保有し管理もすることとなったため、協議により減免対象となったと推測される。しかし現場視察をしたところ、緑地ではなく、駐車場となっていた。その駐車場は月極駐車場となっており、有料で使用していると考えられ、課税対象とすべきである。課税した場合の税額を試算してもらったところ、平成 22 年度は 545 千円である。(市としては、緑地であるべき土地を駐車場として使用しており、目的外使用なので、課税交渉する予定であるとのことである。)

また、奈良市税条例第 79 条「固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。」と定められているが、減免対象者からは申告されていない。

減免に係る申請書及び決裁書は適切に保存しておくべきである(結果)

減免の申請書及び決裁書を確認したところ、20 件中 7 件(1～ 4 及び 8～10)に申請書及び決裁書が見受けられなかった。いずれも歴史的風土特別保存地区⁹に基づく減免(14 頁(6) その他特例 参照)であり、条例上は申請書及び決裁書が必要であるが、昭和 43 年頃に決定されたと推測されるが、廃棄もしくは当初から申請書を受領していなかったと考えられる。

生活保護受給者の減免申請書が提出されていない(結果)

奈良市税条例第 79 条第 1 項第 1 号では、生活保護による減免対象者に申請書の提出を要求している。しかし、現状は、資産税課で前年度実績ベースから資産売却した者、亡くなった者を除いて、生活保護による減免者リストを作成し、そのリストを保護課に照会し、受給継続か廃止かの回答を得て減免を行っている。

平成 21 年度に対象となった者のうち、任意に 6 人について申請手続を確認したところ、3 人について減免者リストに記載があった。また残りの 3 人については、平成 21 年度途中から減免対象となっていたことから、更正決定通知書の存在を確認した。

⁹歴史的風土特別保存地区とは、わが国固有の文化的資産として国民がひとしくその恵沢を享受し、後代の国民に継承されるべき古都における歴史的風土を保存するために国等において講ずべき特別の措置を定め、もって国土愛の高揚に資するとともに、ひろく文化の向上発展に寄与することを目的として制定された法律である(古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第 1 条)。

このように、条文に定めている申請書が提出されておらず、条例の規定とは異なる手続きによって減免処理がなされている。

一方、条例上、申請書を提出させることにはなっていないが、資産税課でも申請書を提出させることは減免申請者にとって手間であり、また市にとっても保護課でチェックした上、資産税課でも別途チェックするのは非効率である。そのため、生活保護受給者に対する減免は、保護課からの通知で減免を行うなど、実態に合わせて条例を改正すべきである。

減免に係る決裁書には日付を記載しておくべきである（結果）

決裁書はあるものの、決裁書に日付が記載されていないものが 2 件(5、 6)見受けられた。決裁を受けたときに、その日付も記載しておくべきである。

申請書を定期的に提出させるべきである(意見)

年月を経ると、土地家屋の実態が申請当時と相違してくることも考えられる。相違したまま放置しておく、課税漏れが生じ、課税の公正性を欠くこととなる。そのため、所有者には定期的に申請書を提出させ、市ではそれを確認すべきである。

(2) 所有者非課税(土地)について

所有者非課税は所有者により、国(17,847 件)、県(16,745 件)、市(36,672 件)、奈良市土地開発公社(238 件)、奈良県土地開発公社(34 件)、奈良県道路公社(352 件)の 6 つに細分化される(カッコ内はそれぞれの平成 21 年度の土地の件数)。それぞれにつき、課税台帳から 1 件抽出し(下表の 6 件)、航空写真(平成 20 年秋)と比較し地目と大きな相違点がないかを確認した。また県営駐車場(登大路観光駐車場、大仏前観光自動車駐車場、高畑観光自動車駐車場)についても検討した。

	分類	地目	航空写真(平成 20 年秋)から判明する状況等
1	国	雑種地	川のそばの畑
2	県	宅地	県営住宅
3	市	公衆道路	公衆道路
4	奈良市土地開発公社	溜池	更地、史跡指定地
5	奈良県土地開発公社	公衆道路	県ヘリポート
6	奈良県道路公社	宅地	道路(第二阪奈有料道路)

その結果、特に指摘すべき事項はない。

(3) 地目非課税（土地）について

地目非課税について、課税台帳から任意に下記 17 件を抽出し、航空写真(平成 20 年秋)と比較し地目と大きな相違点がないかを確認するとともに、現場における調査が必要と認めた一部の抽出物件については、現場視察を行った。

その結果は以下のとおりである。

	区分	住所	航空写真(平成 20 年秋)から判明する状況等
1	学校	学園南	特に指摘事項なし
2	学校	中登美ヶ丘	特に指摘事項なし
3	溜池	大森町	航空写真では溜池ではなく、枯渇したくぼ地の状態であった。また 2009 年 8 月の住宅地図では、特に何も建設されていなかった。
4	溜池	都祁白石町	特に指摘事項なし
5	溜池	高畑町	特に指摘事項なし
6	溜池	押熊町	特に指摘事項なし
7	溜池	二名東町	特に指摘事項なし
8	溜池	中町	特に指摘事項なし
9	溜池	東九条町	特に指摘事項なし
10	溜池	都祁南之庄町	特に指摘事項なし
11	堤塘	西大寺新池町	特に指摘事項なし
12	堤塘	大和田町	特に指摘事項なし
13	堤塘	高畑町	特に指摘事項なし
14	堤塘	法蓮町	特に指摘事項なし
15	堤塘	あやめ池南	特に指摘事項なし
16	堤塘	高畑町	特に指摘事項なし
17	境内地	川上町	公図には存在しておらず、航空写真で場所は不明であったが、登記簿にて官有地であることを確認した。

は、現場視察を行った。

【 3】





水はなく、くぼ地になっている。

非課税の適否を再検討すべきである（意見）

航空写真では、 3 については溜池ではなく、枯渇して水はなく、くぼ地の状態であった。実際に現場に行って確認したところ、航空写真の通りであった。不動産登記事務取扱手続準則によると、溜池とは、耕地かんがい用の用水貯留池のことである。一方、地方税法では、非課税の対象として第 348 条第 2 項第 6 号に「公共の用に供する用悪水路、ため池、堤とう及び井溝」と規定されている。当該池は古くから農地かんがい用として利用されていたが、現在は貯水されていないことから、非課税の適否を再検討すべきである。

(4) その他非課税(土地)について

その他非課税について、課税台帳から任意に下記 30 件を抽出し、所有者からの申請書及びその決裁書を確認した。また直近の航空写真(平成 20 年秋)にて非課税理由との大きな相違がないかを確認するとともに、現場における調査が必要と認めた一部の抽出物件については、現場視察を行った。

その結果は以下のとおりである。

	住所	地目	所有者	申請日	決裁日	問題点
1	川上町	山林	社福	S61.8.28	なし	決裁文書見当たらず
2	水門町	宅地	公共団体	S45.12.28		非課税申請書はなかった。しかし減免申請書は存在していた。決裁書を読む限りでは、「地方税法第 348 条第 2 項第 9 号に準じて・・・」との記載があり、その申請当時は登録博物館(博物館法第 2 条第 1 項)ではないため非課税とはできないが、実質的には該当するとの判断で、2 分の 1 に減免されていたのではないかと想定される。
3	奈良阪町	山林	社福	H17.3.1	H17.3.31	特に指摘事項なし
4	奈良阪町	宅地	社福	H19.8.21	H20.3.26	特に指摘事項なし
5	奈良阪町	山林	社福	H19.1.17	H19.3.30	特に指摘事項なし
6	紀寺町	宅地	社福	H20.12.26	H21.3.26	特に指摘事項なし
7	高畑町	宅地	-	不明地		登記はされているが、隣地との境が不明瞭となり、存在が確認できない土地である。
8	法蓮町	宅地	社福	なし		申請書及び決裁文書が見当たらなかったが、航空写真を見た結果、異常は見受けられなかった。
9	八条 a	宅地	社福	H18.6.27	H19.3.30	特に指摘事項なし
10	八条 b	雑種地	社福	なし		申請書及び決裁文書が見当たらなかったが、航空写真を見た結果、異常は見受けられなかった。
11	八条 c	雑種地	社福	H19.9.11	H20.3.26	特に指摘事項なし
12	尼辻町	田	-	不明地		登記はされているが、隣地との境が不明瞭となり、存在が確認できない土地である。
13	山陵町	宅地	社福	H10.1.13	H10.3.26	特に指摘事項なし
14	西大寺赤田町	宅地	社福	H13.9.7	日付未記載	決裁はあったが、その日付が未記載であった。
15	学園南	雑種地	公共団体	S61.2.4	S61.4.26	特に指摘事項なし
16	朝日町	山林	宗教団体	なし		申請書及び決裁文書が見当たらなかったが、航空写真を見た結果、異常は見受けられなかった。
17	藤ノ木台	宅地	学校法人	S61.3.19	S61.4.26	特に指摘事項なし
18	大和田町	雑種地	社福	H21.1.8	H21.3.26	特に指摘事項なし
19	古市町	山林	公共団体	S53.5.20	なし	決裁文書が見当たらなかったが、航空写真を見た結果、異常は見受けられなかった。

	住所	地目	所有者	申請日	決裁日	問題点
20	古市町	山林	公共団体	S53.5.20	なし	決裁文書が見当たらなかったが、航空写真を見た結果、異常は見受けられなかった。
21	今市町	宅地	一般法人	なし		申請書及び決裁文書が見当たらなかったが、航空写真を見た結果、異常は見受けられなかった。
22	田中町	雑種地	社福	H14.12.20	H15.3.17	特に指摘事項なし
23	茗荷町	宅地	社福	H8.11.11	H9.3.26	特に指摘事項なし
24	杣ノ川町	宅地	社福	H5.2.16	H5.3.22	特に指摘事項なし
25	別所町	山林	宗教団体	なし		申請書及び決裁文書が見当たらなかったが、航空写真を見た結果、異常は見受けられなかった。
26	柳生下町	山林	宗教団体	なし		申請書及び決裁文書が見当たらなかったが、航空写真を見た結果、異常は見受けられなかった。
27	阪原町	山林	宗教法人	なし		申請書及び決裁文書が見当たらなかったが、航空写真を見た結果、異常は見受けられなかった。
28	下狭川町	山林	宗教団体	なし		申請書及び決裁文書が見当たらなかったが、航空写真を見た結果、異常は見受けられなかった。
29	針ヶ別所町	山林	宗教団体	なし		申請書及び決裁文書が見当たらなかったが、航空写真を見た結果、異常は見受けられなかった。
30	上深川町	宅地	宗教団体	なし		申請書及び決裁文書が見当たらなかったが、航空写真を見た結果、異常は見受けられなかった。

は、現場視察を行った。

【 10】



料金を徴収するゲート等はなく、無料であると考えられる。

【 21】



舗装された空き地となっている

その他非課税(土地)に係る申請書及び決裁書は適切に保存しておくべきである(結果)

非課税の申請書及び決裁書を確認したところ、30件中10件(8、10、16、21、25~30)に申請書及び決裁書がなく、3件(1、19、20)については、申請書はあるが、決裁書はなかった。後日確認できるように、申請書及び決裁書は適切に保存しておくべきである。

非課税に係る決裁書には日付を記載しておくべきである(結果)

決裁書はあるものの、決裁書に日付が記載されていないものが1件(14)見受けられた。後日確認できるように、決裁を受けたときに、その日付も記載しておくべきである。

減免から非課税となった場合、再度申請書を提出させるべきである（意見）

2 の博物館は当初は減免、その後非課税対象となったと想定されるが、非課税の申請書が提出されていなかった。申請当時は登録博物館(博物館法第 2 条第 1 項)ではないため非課税とはできないが、実質的には該当するとの判断で減免対象となっていたと想定されるものであるが、非課税対象となった時点で、非課税の申請書を提出させ、決裁を経るべきである。

21 について、非課税の適否を再検討すべきである(意見)

21 について、なぜ非課税となっているのかが担当者も不明であり、また一部は隣接市に含まれているが、当該隣接市では課税しているとのことである。そのため、市としても非課税の適否を再検討するべきである。

また上記サンプルとは別に、任意に下記の宗教団体 6 件について、直近の航空写真(平成 20 年秋)にて非課税理由との大きな相違がないかを確認した。

その結果は以下のとおりである。

	区分	住所	航空写真(平成 20 年秋) から判明する状況等
1	宗教団体	疋田町	特に指摘事項なし
2	宗教団体	百楽園	特に指摘事項なし
3	宗教団体	大倭町	特に指摘事項なし
4	宗教団体	古市町	特に指摘事項なし
5	宗教団体	石木町	特に指摘事項なし
6	宗教団体	あやめ池南	宅地のように見受けられた。

現地調査を徹底し、課税の適否を見直すべきである(意見)

6 については宗教施設があるようには見受けられなかった。当初は宗教団体が境内地等として取得したが、その後昭和 46 年に現所有者の親族に転売され、相続により平成 4 年から現所有者が保有している。市担当者は 2010 年 10 月に現場に赴いたが、門が閉ざされ敷地内の状況は分からないままであった。表札は個人名が記載されているだけで、宗教施設と判断できるものはなく、使用実態は不明であった。再度、実態を調査して非課税の適否を再検討すべきである。

(5) その他の現場視察の結果について

課税の網羅性が確保されているかどうかを確認するため、航空写真照合リストから家屋のサンプル 5 件を抽出し、その土地とあわせて現場視察を行った。

その結果は以下のとおりである。

	母集団	住所	航空写真から判明する状況	現況地目他
1	市街地（商業地）	今御門町	屋根変化はあったが、特に指摘事項はない。	宅地
2	新興住宅地	押熊町	増築はあったが、特に指摘事項はない。	宅地
3	新興住宅地	押熊町	新築されていたが、特に指摘事項はない。	宅地
4	住宅地	学園前 a	屋根変化はあったが、特に指摘事項はない。	宅地
5	住宅地	学園前 b	新築されていたが、特に指摘事項はない。	雑種地 宅地 (翌年課税)

現場視察を適時適切に実施すべきである(意見)

市全体の現場視察が十分に行われていないため、前述のとおり、非課税及び減免申請当時は当該要件を満たしている場合においても、その後、年月を経て、当該要件に合致しない状況に変化していることもある。したがって、適時適切に現場視察を実施すべきである。

人員体制の見直しが必要である(意見)

地方税法第 408 条では、市町村長は、固定資産評価員又は固定資産評価補助員に当該市町村所在の固定資産の状況を毎年少なくとも一回実地に調査させなければならないと規定している。しかし、土地・家屋・償却資産のいずれも現場視察が十分に行われていない。この要因のひとつに、現在の人員体制では日常の課税業務が優先し、現場視察の時間が十分に確保できない状態にあることが見受けられる。課税の公平性を確保するため、担当職員を増やすなどの人員体制の見直しの検討が必要である。「第 3

2.(2) 業務量を考慮した職員配置を検討すべきである」を参照。

【 1】



(1) 償却資産について、実際に現場を確認すべきである(結果)

地方税法 408 条では、市町村長は、固定資産評価員又は固定資産評価補助員に当該市町村所在の固定資産の状況を毎年少なくとも一回実地に調査させなければならないと規定している。

市では、毎年度、特定の業種（平成 21 年度：生命保険会社、平成 20 年度：銀行、平成 19 年度：病院）を対象に実地調査をしているとのことであった。しかし、課税時の償却資産のリストと調査時に事業所から入手する固定資産台帳及び減価償却明細書（償却資産以外を含む）との突合・調査する、書面による調査のことを「実地調査」と称していた。そのため償却資産の課税対象外か課税対象内かのチェックにとどまっておき、資産の増減があるか否かは把握できていない。

その結果、申告がない事業者に対しては、推計課税をしている。推計課税とは過去に申告があった資産から課税年度までに資産の増減がなかったものとみなして課税する方法である。したがって、資産の増減があった場合には、固定資産税（償却資産）が不適切に計算されることになるため、事業所から固定資産台帳及び減価償却明細書を入手するとともに実地調査を行い、現場で償却資産の課税漏れがないかを確認すべきである。

- (2) 市が保有している償却資産の明細書と現物との整合性を定期的に確認すべきである
(意見)

現場視察を行い、市が保有している明細書(1件だけ記載されていた)と現物の整合性は不明であった。償却資産の所有者にヒアリングをして、一致していることを確認し、課税漏れがないようにすべきである。

- (3) 課税漏れがあると想定できる事業者に対しては、実地調査をすべきである(意見)

平成21年度には推計課税を12の事業者(又は個人)に対して行っているが、任意に、市が保有している課税リストである種類別明細書と税務署資料を突合したところ、課税漏れがあると想定できる事業者があった。建築資材の製造を行う事業所の種類別明細書では、最後に取得した償却資産は昭和58年2月であり、取得価額合計は44百万円であった。しかし、税務署に提出された固定資産台帳によると、昭和58年2月以降、多々の資産が取得されており、期末取得価額(土地を除く)は1,934百万円にもなり、課税漏れがあると想定できる。また化成品の製造を行う事業所においても種類別明細書では、取得価額は29百万円であるにもかかわらず、税務署に提出された別表16(二)旧定率法又は旧定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書によると、償却額の基礎となる金額は72百万円であった。さらに医療法人においても、市の償却資産課税台帳では、取得価額は965百万円であるにもかかわらず、税務署に提出された別表16(二)旧定率法又は旧定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書によると、償却額の基礎となる金額は1,284百万円であった。減価償却資産がすべて市内にあるかどうかの問題はあるが、課税漏れがあると想定できる事業者に対しては、事業所から固定資産台帳及び減価償却明細書を入手するとともに実地調査をして、課税すべき償却資産を把握すべきである。

- (4) 税務署の課税資料を活用できるようにすべきである(意見)

償却資産税申告書の未提出者について、地方税法第354条の2に基づき、奈良税務署で所得税、法人税の申告書閲覧又は記録を行っているが、奈良税務署が事前協議において課税資料として利用することを禁止している。

しかし、大阪市、京都市、神戸市では所轄税務署と協議を行い、課税資料として所得税、法人税の申告書を償却資産税の課税資料として利用している。市では、推計課税は

行っているものの、適正な金額と一致しているとは限らず、適正課税の観点から奈良税務署に課税資料として利用できるように再協議すべきである。

(5) 償却資産について催告書発送基準を見直すべきである(意見)

過去 5 年間の 申告書発送件数、 未回収件数、 催告書発送件数を確認した結果、約 3 割が未回収であり、またそのうち催告書の発送割合は約 4%と低い。

年度	申告書発送件数	未回収件数	1 回目催告書発送件数	申告あり	左記の未回収件数	2 回目催告書発送件数	申告あり	左記の未回収件数	廃止・行き違い・名変・該当資産なし等
平成 1 7 年度	4,562	345	77	37	40	0		0	
平成 1 8 年度	5,002	930	61	13	48	0		0	1
平成 1 9 年度	6,010	1,746	61	29	32	27	10	17	2
平成 2 0 年度	6,660	2,028	180	60	120	19	5	14	1
平成 2 1 年度	6,808	2,175	78	34	44	19	3	16	4

例えば 21 年度 6,808 件に対し 未回収件数 2,175 件、 催告書発送件数 (1 回目) は 78 件である。 のうち催告書を発送する対象は、免税点を超えていないと思われる新規事業者は外しているとのことであるが、新規事業者でも免税点を超える可能性はあり、これを含めるなど、発送基準を見直すべきである。

なお、催告書発送の決裁文書には、発送基準を明記しておくべきであると考えます。

また催告書 (1 回目) 発送先からの未回収 (44 件) については、そのうち不達やその後申告書の提出があったものを除いた 19 件について 2 回目の催告書を発送しているとのことであるが、上記同様、2 回目の催告書発送の決裁文書についても、発送基準を見直すべきである。

(6) 推計課税の対象範囲を広げるべきである (意見)

上記 (5) の 78 件のうち、最終的に申告のないものについては推計課税しているが、下記の相手先 17 件については推計課税を行っていない。

納税義務者名	納税義務者件数
医院・歯科	8件
株式会社	7件
個人事業者	2件
合計	17件

その理由は、免税点未満と思われるところなどの理由によるとのことであるが、中には高額な機器を保有している可能性のある医療法人等もあり、免税点未満であることを確認すべきである。

平成 22 年度未申告者リスト 1,595 件のうち、医療法人、医院（歯医院、クリニック含む）は 59 件あり、そのうち催告書を送付しているのは 3 件、またその後申告があった件数は 10 件である。

この 10 件について、その課税台帳を査閲した結果、免税点 150 万円以下のものが 7 件あり、残り 3 件については下記の課税標準額に基づいて、平均 236 千円の納税額がある。

（単位：千円）

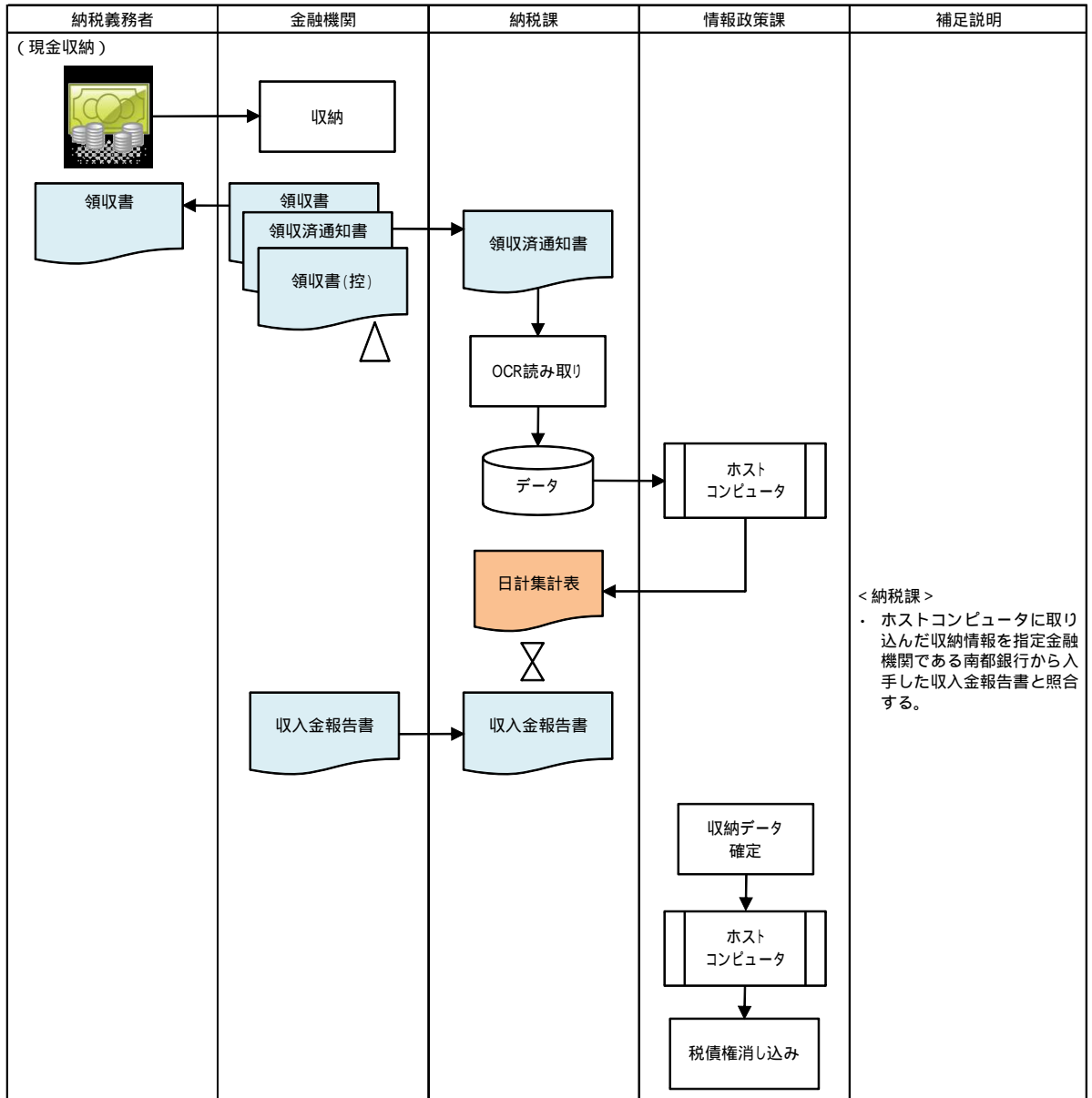
所有者	取得価額	課税標準額
病院	20,028	7,365
歯科	24,536	11,334
歯科	35,996	31,910

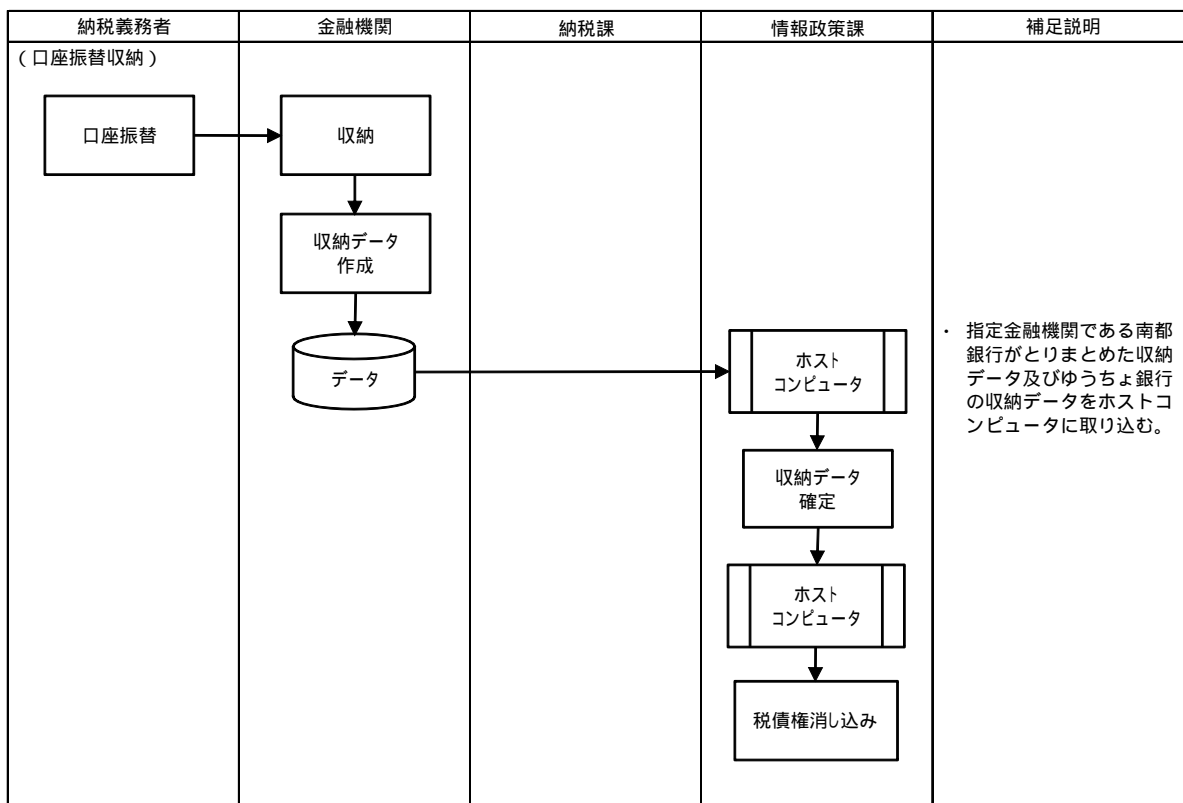
このため、最終的に申告のないものについては、その業種等を勘案しながら、対象範囲を広げて推計課税を行っていく必要がある。

IV. 市税の徴収について

1. 概要

収納の業務フローは以下のとおりである。





2. 結果及び意見

(1) 入金消し込み業務のチェック体制を強化すべきである(結果)

入金消し込み業務は、担当者のみで実施されている。係長や課長等の上席者は、消し込みの結果上がってくる入金総額を見てはいるが、数字が生成される過程が正しいかどうかを確かめていない。このような状況は、業務の管理監督が適切に行われているとは言い難いものである。たとえば、日々入金処理されているものの一部を抽出し、正しく処理されているかを実際に確かめるとともに、日々の金融機関への入金総額と入金消し込み金額とが一致しているかを確かめるなどが必要である。

このように、上席者は、適宜、入金消し込み業務が正しく実施されているのかをチェックする必要がある。

(2) 滞納案件の全体像を把握する仕組みを構築すべきである(結果)

滞納案件については滞納支援システムの中で個別管理しているのみで管理表が作成されているわけではないため、登録されている案件の全体を明確に把握することができない。また、各案件について担当者が明確に決まっているわけでもない。

そのため、滞納状態にあるにもかかわらず滞納処分すべきかどうかについて適時に検討されることなく放置されている案件が存在する可能性を否定できない。少なくとも高額若しくは長期の滞納案件については管理表を作成してその全体像を把握し、上席者が定期的にその内容を確認し、適切に滞納処分がなされていることを確保すべきである。

(3) 差押財産の一覧表を作成すべきである（結果）

滞納処分を行った案件については滞納支援システムの中で個別管理しているのみであり、市が差押している財産の一元管理は行われていない。そのため公売に出品するかどうか検討する対象の網羅性は「職員の記憶」に頼っている状況であり、担当者に入れ替わりによって記憶から漏れる差押財産が生じる可能性を否定できない。また、将来的には換価して滞納税等に充当する可能性があること、特に動産については遺失する恐れがあること等からすれば、差押財産の一覧表を作成して適切な管理を行うべきであると考える。

(4) 延滞金の調定を行うべきである（結果）

平成 17 年度から平成 21 年度までの延滞金収納額(県民税を含む。)の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
28,206	75,633	67,473	151,840	209,812

滞納整理課ができた平成 20 年度からは延滞金の徴収にも注力しているため同年から収納額は大幅に増加しているが、平成 22 年 8 月 31 日時点における延滞金は、3 税（市・県民税、固定資産税、軽自動車税）の滞納繰越分に係るものだけで約 11 億 6,000 万円存在する。また、滞納税等はシステム管理されているため個々の本税に対する延滞金は随時把握可能であるが、延滞金の総額をシステム上で把握することができない（上記 11 億 6,000 万円は外部監査人から依頼して組成したプログラムによって算出した金額である）。

本税を完納するまで最終的な金額は確定しないものの、延滞金も滞納者から徴収すべき債権であることに疑いはない（地方税法第 326 条）。また、延滞金を一旦調定すれば、徴収しない、あるいは徴収できないことを決めた場合には不納欠損処分の手続きが必要となる。その結果、滞納整理課が設置される以前には行われていたという安易な延滞金

の徴収放棄が再び行われることのないよう歯止めをかけることができる。したがって、少なくとも年度末時点で延滞金の調定を行うべきであると考え。

理論上は以上のとおりであるが、実務上、一旦調定すると実際に延滞金の収納がなされる都度、調定額変更の決裁が必要であるため、事務があまりにも煩雑になることが考えられる。そのため別法として、本来調定すべき多額な決算日現在の延滞金総額や当該年度中の延滞金徴収放棄総額を決算書類に明示することも考えられる。

なお、後述のとおり、現行のホストコンピュータシステムと収納支援システムでは一時点での延滞金総額を算定することは不可能であるため、システムの再構築や新システムの導入等によって対応を行う必要もある。

(5) 徴収猶予処分にあって担保を徴すべきである（結果）

徴収猶予又は換価猶予をする場合には、猶予に係る金額が 50 万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合を除いて一定の担保を徴することが必要である（地方税法第 16 条第 1 項）。平成 21 年度における徴収猶予案件及び換価猶予案件すべてについてその内容を確認したところ、猶予金額 682 千円の案件について担保を徴することができない特別な事情がないにもかかわらず担保が徴されていないかった。法令に従って適切な対応を行う必要がある。

(6) 市職員による市税滞納について厳しい態度で臨むべきである（意見）

平成 22 年 3 月末時点における市職員による市税滞納状況は以下のとおりである（その後徴収が行われた結果、平成 22 年 12 月 1 日時点での滞納税等は 926 千円に減少している。滞納人数も平成 22 年 3 月末時点の 36 名から 12 名に減少しているとのことである）。市職員であっても様々な理由により納税が困難な状況も想定されるが、そのような場合には徴収猶予制度を適切に運用することにより対応すべきである。市職員による市税の滞納は、納税者である市民から理解を得られないのみでなく、市税を徴収する担当部署職員の士気にも多大な影響を及ぼしていると思われる。「奈良市職員の懲戒処分に関する指針」第 2 に記載されている「標準例に掲げられていない非違行為」として処分することも考えられるが、大阪市のように「公的債権の滞納」を標準例として掲げ、悪質な滞納者については市としても断固たる姿勢で臨む必要があると考える。

なお、市内に居住していても市外に固定資産を保有していたり、市外に居住していたりする職員も存在する。この場合、市では当該職員の税金滞納状況を網羅的に把握でき

ないという問題が生じる。したがって、公平性の観点からは、全職員から税金の滞納がない旨及び税金の滞納が発覚した場合は処分をされても異議がない旨を記載した宣誓書を徴することが考えられる。

(単位：千円)

税目	平成22年3月31日	平成22年12月1日
市・県民税	101	-
固定資産税	2,658	890
軽自動車税	139	36
合計	2,898	926
滞納職員数(人)	36	12

(7) 納税義務者がすでに死亡している滞納事案について取り扱いを明確化するべきである
(意見)

平成22年3月末時点で納税義務者がすでに死亡している滞納繰越案件が市民税、固定資産税及び軽自動車税の3税で414件(滞納税額90,502千円)あるが、市では特段の対応を行っていない。その結果、これらの案件は5年で時効消滅し、不納欠損処理されることになる。

上記案件の中には、賦課期日時点ですでに納税義務者が死亡していたため課税自体が無効であるものと、課税自体の有効性に問題はないが相続人不明等により死亡者が納税義務者となったままであるものが含まれている。本来であれば、前者については無効な課税を取り消してあるべき納税義務者(例えば、地方税法第343条第2項の「同日において当該土地又は家屋を現に所有している者」等)に対して課税を行い、後者については相続人に対して納税を求める必要がある。しかしながら、いずれの場合も相続人を探し出すことに相当な手間がかかり、このことが死亡者を納税義務者としたまま放置している大きな原因となっているとのことである。

一定のコストはかかるものの、家庭裁判所に相続財産管理人の選任を申し立てて手続きを進めることにより、相続人の不存在を確定させ(民法第958条の2)租税債権を徴収できる場合がある。手間がかかることを理由に死亡者課税をまったく放置してよいわけではなく、費用対効果を勘案したうえで適切な対応を行うべきである。

なお、納税義務者が死亡していることを課税時点で網羅的に把握することは困難であると考えられる。つまり、納税義務者が死亡していることが判明するのは滞納となつてからである。したがって、課税課(市民税課、資産税課)と滞納整理課が協力して解決する必要がある。

(8) OCR 読取作業は、金融機関等に委託することを検討すべきである(意見)

納税がなされると、納税通知書のうち市控となる部分が金融機関を通じて市に送付される。市では、職員が納税通知書を光学式文字読取装置(OCR)に読み取らせ、納税情報をデータ化している。

OCR に読み取らせることは、専用の装置があれば可能である。そのため、当該業務を市職員が実施する場合と金融機関等に委託した場合のコストを比較して、当該業務を委託できないかを検討すべきである。

(9) OCR に対応していない納付書を OCR 対応にすることを検討すべきである(意見)

法人市民税などのように、市から書類を発送する際に納税額が決定していない場合は、手書きで税額を記入する納付書を添付している。当該納付書の様式は、かなり以前から用いられているが、OCR への対応ができていない。そのため、納付書のうち市控となる部分が市に送付されると、業者に委託して納税情報をデータ化している。業務を効率化するために、納付書の OCR 対応化を検討すべきである。

(10) 個別案件の検討結果

平成 22 年 7 月 22 日現在における 3,000 千円以上の多額滞納者一覧表から法人及び個人のそれぞれ金額上位 5 件を抽出して内容を検討した(ただし、市の税金管理システムでは納税義務者ごとに滞納税等の名寄せをすることができないケースが一部あるため、抽出したサンプルが必ずしも法人及び個人の滞納税等の上位 5 件となっているかどうかは不明である)。なお、個別検討の対象とした 10 件の平成 22 年 10 月 22 日時点における滞納税等の金額及び滞納税目は以下のとおりである。

(単位：千円)

	市民税	固定資産税 都市計画税	その他	合計
法人	1,622	986,492	489,608	1,477,722
個人	38,129	314,603	133	352,865
合計	39,751	1,301,095	489,741	1,830,587

- ・法人の「その他」は特別土地保有税であり、個人の「その他」は軽自動車税である。
- ・個人の「市民税」には一部県民税を含んでいる。

法人 1 位

滞納税目	固定資産税、都市計画税
滞納の時期	平成19年度から平成22年度
滞納処分の状況	平成21年1月23日：参加差押

(事案の概要)

納税義務者である A 社は業績不振により営業を停止して納税が困難なため、同社の親会社である B 社と継続的に納税交渉を実施。平成 19 年度分の固定資産税及びこれに係る延滞金に相当する B 社名義の約束手形（額面：76,300 千円、期日：平成 21 年 3 月 31 日）を、平成 20 年 5 月から毎月 700 万円を納付するという分納計画の担保として受領（平成 20 年 5 月 1 日）。ところが初回の納付が行われなかったため、平成 20 年 9 月 20 日に A 社所有の不動産について差押を実施するとともに上記手形を返却。当該差押物件につき平成 20 年 12 月 3 日及び平成 21 年 1 月 21 日に公売を実施するも入札者なし。

平成 21 年 1 月中旬に B 社の事務所が閉鎖され、交渉窓口となっていた担当者も退職してしまった。その後平成 21 年 1 月 23 日及び平成 21 年 5 月 25 日に A 社が所有する別の不動産の差押を実施するとともに、A 社の実質的なオーナーである C 氏と連絡が取れるようになり交渉を開始。交渉の結果、土地を担保に融資を受けて納税するため平成 21 年 10 月 22 日に換価猶予を実施（猶予期間：平成 21 年 10 月 22 日から平成 21 年 11 月 21 日、この際に上記 3 件の差押は解除され代わりに抵当権を設定している）。その後は継続的に交渉を行っているが状況に変化なし。

(F) 換価猶予期間経過後に適切な対応を行うべきである(結果)

平成 21 年 10 月 22 日に行った換価猶予の猶予期間は同年 11 月 21 日までとされている。にもかかわらず、平成 22 年 10 月 22 日時点で換価処分されていないばかりか、換価猶予の延長も行われていない。期限を設定して換価猶予を行った場合において当該期間内に初期の目的を達成できなかった以上、抵当権の設定を解除して改めて不動産を差押するか、少なくとも換価猶予の延長を行う必要があると考える。

法人 2 位

滞納税目	市民税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税
滞納の時期	平成5年度から平成22年度
滞納処分の状況	平成18年11月6日：不動産差押 平成19年8月2日：参加差押 平成21年8月12日：不動産差押 平成21年8月12日：参加差押

(事案の概要)

平成 9 年 5 月 28 日に最初の差押を実施して以降 5 回差押を行ったが、公売等によって物件消滅しており平成 22 年 9 月 24 日時点で差押が継続されているのは X 市と Y 町の物件のみである。

これらのうち、X 市の物件については平成 21 年 12 月 4 日及び平成 22 年 1 月 25 日にインターネット公売を実施するも応札がなかったため、平成 22 年 10 月 24 日に 3 回目の公売手続きを行ったが応札はなかった。Y 町の物件は進入路がない山林であり売却できる見込みはほとんどない(こちらについても平成 19 年度以降に奈良県との合同公売に 3 回出品したものの応札なし)。差押物件について換価の目処はまったくたっており他にもめばしい財産もないが、差押により時効は中断しているため滞納整理課としても対応に苦慮している。

(F) 徴収見込のない滞納税等については適時に不納欠損処分すべきである(意見)

事案の概要に記載しているとおり、当該案件については差押物件の公売を何度も行ったが応札がなく換価見込みがまったく立っていない。X 市の物件についてみると、最低落札価額はすでに同市が課している固定資産税の水準にあり、これ以上価格を引き下げることが事実上困難である。

滞納整理課担当者によると、「市が自ら差押している不動産があるため『滞納処分をすることができる財産がないとき(地方税法第 15 条の 7)』に該当せず、差押を解除するための執行停止処分は難しい。差押財産をなんとか換価して滞納税等を少しでも回収したい」とのことであった。しかしながら、当該事案の滞納税等は約 10 億円になるにもかかわらず、仮りに差押物件を換価できたとしても回収できるのは数百万円にすぎない。むしろ実質的に回収困難な租税債権を毎年滞納繰越調定し続けることのほうが問題である(調定している本税部分約 3.5 億円と差押物件の評価額数百万円との差額はいずれ不納欠損処理されることは明ら

かであり、市の対応は損失の先送りに他ならない)。当該事案については換価の目処が立たない以上、実質的に財産がないものとして執行停止処分を行い、適時に不納欠損処分すべきである。

(1) 差押物件の棚卸を行うべきである(意見)

当該事案もそうであるが、従来は換価処分することまで想定せずに滞納者との交渉手段として差押が利用されていたため、公売するのが容易ではない手持ちの差押物件が少なくないとのことである。差押物件については一覧表の作成や定期的な状況確認等の管理コストがかかることからすれば、差押物件の棚卸を行って徴税の観点から維持すべきものを明確化し、それ以外のものについては差押を解除することが望ましいと考える。

法人3位

滞納税目	固定資産税、都市計画税
滞納の時期	平成14年度から平成20年度(17, 18, 19年度除く)
滞納処分の状況	平成20年6月18日: 交付要求

(事案の概要)

平成20年3月19日に会社更生手続開始の決定が行われ、平成22年11月1日付で大阪地方裁判所から「更生計画案に対する同意及び意見について(照会)」が送付されている。市の租税債権は優先的更生債権とされているが、「届出債権85,618千円及び額未定」のうち、「更生手続開始決定日以降の延滞金」及び「更生手続開始決定日の前日まで及び更生手続開始決定日から1年経過後の延滞金」を免除した本税55,160千円を更生計画に記載されている会社分割期日の属する月の末日(平成23年3月31日)に一括納付するものとされている。

当初市は延滞金の全額免除に応じない方針であったが、管財人から「市が延滞金の全額免除に応じなければ破産手続に移行せざるを得ない」旨の説明を受け、市長決裁により一部免除を行った。

(なお、その後、更生計画が認可され、平成23年3月31日に最終の振込みが予定されているとのことである。)

この事案では、特に指摘すべき事項はない。

法人 4 位

滞納税目	固定資産税、都市計画税
滞納の時期	平成15年度から平成22年度
滞納処分の状況	平成22年10月13日：不動産差押

(事案の概要)

会社の経営状況が厳しく、徴収猶予の手続きを行い、分納により滞納している税金を納めている案件である。納付について、平成 21 年 2 月までは履行されているが、平成 22 年 3 月以降は履行されていないため、納付に向けた交渉を続けているが納付には至っていない。平成 22 年 10 月 12 日に不動産の差押を行っている。

(なお、平成 22 年 11 月 26 日に不動産を追加で差押したとのことである。)

この事案では、特に指摘すべき事項はない。

法人 5 位

滞納税目	固定資産税、都市計画税
滞納の時期	平成17年度及び平成18年度
滞納処分の状況	なし

(事案の概要)

平成 16 年度に C 社から D 社に所有権移転した不動産に係る固定資産税の滞納案件。当該不動産は平成 18 年 6 月に再度 D 社から C 社に所有名義が移転されているため、D 社は平成 17 年度及び平成 18 年度の固定資産税についてのみ納税義務を負っている。ところが、当該不動産の実質的な所有者は C 社であるということで、C 社が自ら平成 17 年度分(期から 期まで)の固定資産税を納付。

その後、平成 18 年 8 月に C 社の会社更生手続きが開始された(市としては D 社に対する租税債権を C 社に対する更生債権として届け出ることを検討したものの法的根拠が見当たらず断念)。D 社は経営実態のない会社であるため、同社の経理事務を行っている E 社の役員との間で徴収に係る協議を行っているが進展なし。

(F) 高額滞納案件について適切なモニタリングを実施すべきである(結果)

事案の概要に記載しているとおり市は E 社役員と交渉を継続するとともに、平成 20 年 2 月には固定資産税の課税状況調査を実施したものの「差押に値するものなし」ということでその後の調査を行っていない。また、D 社については約 5 千円と僅少ではあるものの、平成 19 年度以降の固定資産税が納付されているに

もかわらず、その資金の出所等について外部に対する照会等の新たな調査を行っていなかった。少なくとも高額滞納案件については継続的にモニタリングを行って滞納税金の徴収につながる可能性のある情報の収集に努めるべきであると考え。

個人1位

滞納税目	固定資産税、都市計画税、軽自動車税
滞納の時期	平成3年度から平成22年度
滞納処分の状況	なし

(事案の概要)

平成8年3月26日に差押をした不動産は平成11年10月26日に物件消滅を理由に解除されている。また、平成13年9月10日に不動産について交付要求したが、平成14年2月18日に取下により解除となっている。さらに、平成17年6月8日に強制換価手続による繰上徴収を行い、平成17年7月21日に不動産について交付要求したが、平成18年2月21日に物件消滅を理由に解除されている。また、適宜、実態調査を実施し、平成19年8月8日に不動産を参加差押している。

不動産の差押を換価価値なしとの理由で解除するためには、執行停止を見据えた徹底的な財産調査を行う必要があるため、預金調査など財産調査を行う。平成21年3月19日差押物件の所有権が平成21年2月17日付で会社名義に変更されていたことが判明する。平成22年2月26日、差押していた不動産を換価価値なしと判断し解除、さらに参加差押していた不動産も同様に換価価値なしとして解除する。財産調査の結果、持っていた財産はすべて他人名義へ変更されているが、市が本人との関係を証明することができないため、無財産という判断に至っている。

この事案では、特に指摘すべき事項はない。

個人 2 位

滞納税目	市民税、固定資産税、都市計画税
滞納の時期	平成17年度から平成22年度
滞納処分の状況	なし

(事案の概要)

平成 16 年 12 月に導入された収納支援システムに残されている記録は以下の通りであり、内容についてのコメントは一切記載されていない。

平成 15 年 10 月 23 日 : 交付要求

平成 16 年 1 月 7 日 : F 氏本人に滞納税額と延滞金総額を連絡

平成 17 年 5 月 11 日 : 交付要求取り下げ

平成 18 年 7 月 13 日 : 実態調査 (回答)

平成 19 年 7 月 17 日 : 催告

平成 19 年 8 月 1 日 : 実態調査 (回答)

平成 19 年 9 月 10 日 : 催告

平成 19 年 12 月 4 日 : 催告

平成 20 年 10 月 8 日 : 催告

平成 21 年 1 月 15 日 : 催告

平成 21 年 10 月 19 日 : 催告

平成 22 年 1 月 18 日 : 催告

平成 22 年 5 月 26 日 : 最終催告 (指定期日、平成 22 年 6 月 7 日)

平成 22 年 6 月 21 日 : 実態調査 (回答)

(F) 適時に納税指導を実施すべきである (結果)

サンプルを抽出した平成 22 年 7 月 22 日時点における F 氏の滞納税額は 57,172 千円であったが、滞納支援システムに登録されている抽出サンプルの詳細記録を出力した 10 月 22 日時点では 11,616 千円に減少している。これは、平成 17 年 5 月 11 日の交付要求取り下げから 5 年経過したことによる滞納税金の時効消滅が原因である (時効消滅による不納欠損処理は平成 23 年 3 月に実施されるが、システム上の租税債権は 9 月の時点で抹消されている)。

事案の概要にも記載しているとおり、F 氏については催告書を送付するのみで徴税のための交渉が実質的に行われていない状況にある。課税の公平性を確保す

る観点から適時に納税指導を行って滞納税金を徴収する必要があると考える。

(なお、平成 22 年 11 月 26 日に不動産を差押したとのことである。)

個人 3 位

滞納税目	市民税、固定資産税、都市計画税
滞納の時期	平成18年度から平成21年度
滞納処分の状況	平成22年9月28日：債権（生命保険解約返戻金）差押

(事案の概要)

平成 20 年 8 月 7 日に自宅を訪問し納税についての話し合いを行ったところ、借金の返済が終わる 2 年後から家賃収入で少しずつ納付していくとのことだった。しかし、市はその申し出を受け入れなかった。平成 20 年 9 月 9 日に金融機関や保険会社などへ照会文書を送付した。平成 20 年 10 月 1 日に差押予告通知書を送付した。平成 20 年 11 月 14 日に G 生命保険会社より、無配当終身保険（契約者、被保険者：本人、保険金受取人：子、解約返戻金 1,526 千円）があるとの回答を得た。しかし、少額ではあるが納税があったため当時、差押は行わなかった。

所有していた不動産を売却し、平成 22 年 4 月 15 日には所有権の移転登記が完了している。平成 22 年 5 月に約 100 万円が納付されており、土地の売却代金の一部を納付に充当したと考えられる。

平成 22 年 8 月 10 日に金融機関や保険会社などへ照会文書を送付した結果、預金については借入の担保になっているため差押しなかった。しかし、G 生命保険会社の無配当終身保険（解約返戻金 457 千円）を差押し、平成 22 年 10 月に解約し、その解約返戻金を納付に充当した。

(F) 適時に財産調査の結果を活用するべきである（結果）

本案件の場合、金融機関や保険会社などへの照会を定期的を実施し、適宜、財産の所有状況を確認しており、土地、建物などの不動産を所有していることがわかっている。しかし、所有が判明した当初は不動産には多額の抵当権が設定されているため差押などは行わなかった。

過去の財産調査から、抵当権の対象となっている債務は当初より減少している。また、所有している財産の中には家賃収入が見込まれる収益物件がある。このような状況ではいずれ抵当権が抹消される可能性が高いと考えられ、より早い段階で差押をしておくことが有効である。これにより、時効の進行を止めるなど、債

権を保全することもできると考える。

(なお、平成 22 年 12 月 7 日に不動産を差押しているとのことである。)

個人 4 位

滞納税目	市民税
滞納の時期	平成17年度から平成22年度（平成21年度除く）
滞納処分の状況	なし

(事案の概要)

平成 6 年 6 月 22 日に不動産の差押を行ったが、平成 16 年 11 月 19 日に奈良地方裁判所から競売続行の求意見書が届いた際に「異議がない旨」回答。平成 16 年 12 月 28 日に上記競売に対して交付要求を行ったものの、平成 17 年 5 月 16 日に取り下げ（交付要求は市内に住所がある H 氏個人名義で行っていたが、差押物件の所有名義が H 氏が経営する I 社に移転されており競売も同社名義で行われていたため交付要求自体が無効であったため）。そこで、平成 5 年の固定資産税のみを対象として平成 17 年 5 月 18 日に改めて交付要求を実施するも、競売による物件消滅により平成 17 年 9 月 16 日に差押解除（無配当）。

その後は H 氏と断続的に協議を行っていたが、差押解除から 5 年経過する直前の平成 22 年 6 月 28 日に同年 7 月 9 日を指定期日とする最終催告を実施。平成 22 年 7 月 13 日に 382 千円の納付があり、平成 22 年 8 月 26 日には総額 5,000 千円の約束手形を受領（なお、当該手形については決済されていることを確認した）。

(ア) 適時に参加差押すべきである（結果）

平成 17 年 5 月 18 日に改めて交付要求しているが、その対象は平成 5 年の固定資産税 1,362 千円のみである。これは交付要求の時点で少なくとも平成 6 年 1 期から平成 11 年 3 期までの租税債権 2,731 千円がすでに時効で消滅していたためである。当該事案についてみると、確かに競売は実行されたものの結局無配当で差押が解除されてはいるが、最近になって滞納税等の納付がなされていることからすれば上記時効で消滅した租税債権についても徴収できた可能性を否定できない。いったん差押を行ったらそれで終わりというのではなく、納税義務者との交渉経過等を考慮して将来の回収が見込める案件については適時に参加差押を行う必要があると考える。

(1) 時効管理を徹底すべきである（結果）

平成 11 年 4 期から平成 16 年 4 期までの租税債権 12,725,300 円について平成 22 年 7 月 2 日にシステム上時効消滅の処理が行われている（23 年 3 月期に不納欠損処理される）。そもそも当該債権は平成 16 年 12 月 28 日に実施した交付要求の対象とされていたが、システム上平成 17 年 5 月 16 日に上記交付要求の「取下」処理を行ったためそこから 5 年経過した平成 22 年に時効が完成したことになる。

しかしながら平成 16 年 12 月 28 日に実施した交付要求はそもそも名義人が誤っていた無効なものであるため、「取下」処理ではなく「抹消」処理をすべきものであった（滞納整理課担当者によると平成 16 年 12 月に滞納支援システムを導入して入力に不慣れであったこと、「抹消」処理すると対象債権の記録がなくなってしまうため敢えて「取下」処理したと思われる、とのことであった）。時効の完成は不納欠損という会計処理に直接影響するため、その管理を徹底する必要があると考える。

個人 5 位

滞納税目	市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税
滞納の時期	平成11年度から平成22年度
滞納処分の状況	平成16年11月26日：不動産差押 平成22年5月26日：参加差押

（事案の概要）

平成 16 年 10 月 4 日に本人所有の土地と経営する店の建物を差押した。また、平成 20 年 2 月 15 日に預金調査、平成 21 年 9 月 15 日に年金照会などの調査を実施し、平成 22 年 5 月 26 日には参加差押（不動産）を実施し、現在に至る。

この事案では、特に指摘すべき事項はない。

V. その他市税に関する事項について

1. 税金管理システムについて

(1) 概要

市税関連業務において使用しているシステムとして、市全体で使用しているホストコンピュータシステム（課税システム、収納システム、滞納繰越システム等）の他に収納支援システム、イメージファイリングシステム、家屋評価システム及び土地評価システム（GISシステム）がある。このうちホストコンピュータシステムについては昭和48年に導入されたのち、必要な機能を順次追加して今日に至っている。また、収納支援システムは平成16年度から稼働している。

(2) 結果及び意見

システム管理に係る手続きを明確化するべきである（結果）

ホストコンピュータシステムは情報政策課、収納支援システムは滞納整理課で管理している。情報政策課ではシステム改修に係る、プログラムやシステムの仕様書が未作成のものがあり、その結果、導入からの改修履歴が網羅的に把握されておらず、現在のシステム構成を容易に把握することが難しい状況となっているシステムが一部ある。このように分かりづらくなったものについては、システムの内部構造を再構築するか新しいシステムに移行して適切な運用を行う必要がある。

税務関連のシステム投資をより積極的に行うべきである（意見）

市では厳しい予算のなかで重要度の高いシステム改修を優先的に行っているが、以下のようなシステムの不備によって本来必要のない事務作業が発生していることは否定できない。

収納システムが公金日情報しかもっていない

収納システムでは公金日（収納整理に関する内部手続きを経て市の歳入として確定した日）のみ管理しており、実際の領収日に関する情報をもっていない。差押や交付要求などの滞納処分時には領収日データが必要なため、領収済み通知書を確認して滞納支援システムに領収日を手入力する手間が発生している。

滞納繰越システムでは期別管理ができない

滞納繰越システムでは滞納税金を年度一括管理している。そのため、繰越調定した滞納税等の一部入金があった場合、期別に時効完成時期を認識できないため、時効完成の成否について滞納整理課で精査する手間が発生している。

課税システムでは、本税が収納されると延滞金も消滅する

課税システムでは、常にその時点での本税の未納額に対して延滞金額を算出するだけの計算しかしていない。そのため、本税の一部入金があった場合には、本税額が小さくなってしまうため、延滞金額が本来の金額よりも少なく計算されてしまう。また、課税システムでは一部納付済の延滞金を差し引きする仕組みも持っていない。(例えば、10万円の本税に対して5千円の延滞金があるケースにおいて5万円の納付が行われた場合、当該5万円は本税に充当されるためこれに対する延滞金2.5千円(5千円×5万円÷10万円)の情報が消滅してしまう)。このように、本税の一部入金が行われた場合には、課税システムから出力される催告書に記載される延滞金額は正確ではないため、滞納整理課職員がこれを抽出して金額を修正する手間が発生している。

収納支援システムでは法人市民税を管理できない

収納支援システムで管理している税目は、市民税・固定資産税・軽自動車税の3税のみであり、法人市民税は管理していないため、滞納処分の対象債権から漏れてしまう可能性がある。

課税計算結果のチェックに必要以上の時間がかかっている

度重なる税法改正に伴う改修により課税計算のシステムが複雑化しているため、修正毎にその影響範囲を正確に捉えられず不備が発生する場合があります。課税計算結果の正確性を課税担当職員がチェックするために多大な労力と時間を費やしている。たとえば、市民税賦課業務の最終段階において、特別徴収の課税計算ロジックの正確性を確認するためのサンプルチェックを約700件(税制改正があった部分については別途100件から150件程度追加)実施している。当該サンプルチェックは市民税課員総出で行っている。

システム整備によって事務処理の効率化を図ることができれば、納税義務があるにもかかわらず確定申告を行っていない未申告者のフォローや滞納案件へのより一層の

注力が可能となり、結果として市の税収を増加させることにもつながると考えられる。システム投資に係る各部署からの要望の採択にあたっては、市全体の歳入確保への貢献度も加味することを検討すべきであるとする。

2. 職員の適正配置について

(1) 概要

税務室の課別超過勤務時間、月別超過勤務時間、在籍年数別人員数は以下のとおりである。

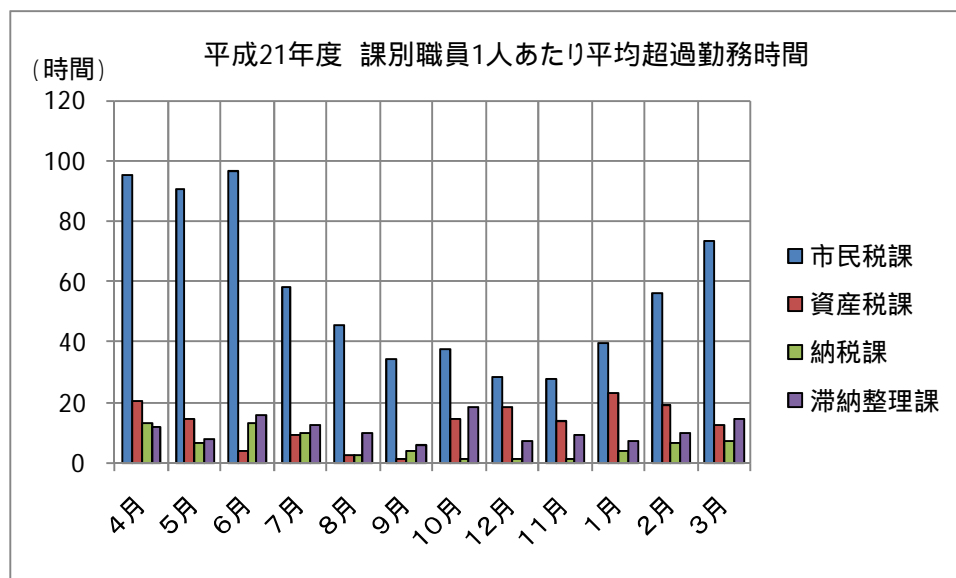
単位（人、時間）

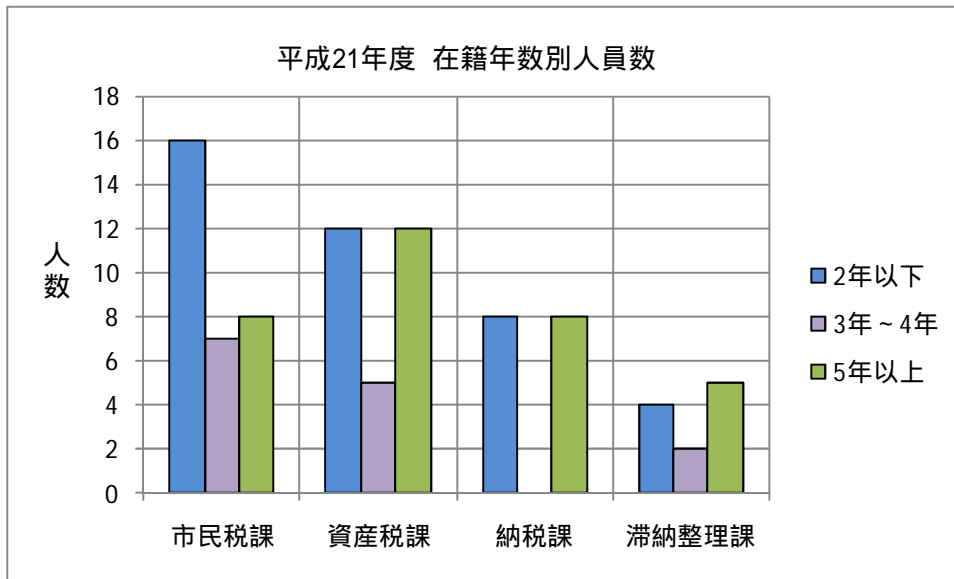
課名	平成20年度			平成21年度		
	一般職	超勤時間	平均時間	一般職	超勤時間	平均時間
市民税課	29	12,865	444	29	19,817	683
資産税課	27	6,428	238	26	3,988	153
納税課	14	1,133	81	7	497	71
滞納整理課	8	1,051	131	18	2,341	130
全体	78	21,477	275	80	26,643	333

上記人員数は超過勤務手当の対象となる管理職以外を記載している。

平成20年度においては固定資産税評価替え作業が行われているため、資産税課の超過勤務手当が例年よりも増加している。

平成20年度においては現年調定に係る滞納整理を納税課で実施していたが、平成21年度は滞納整理課で実施しており、これに伴う人員の異動が行われている。





また、市が作成している税務概要と他の中核市から入手している税務概要に記載されている徴税コストを比較したものが下表である。

なお、元の表では報奨金がコストとして計上されているが、この表では収入のマイナスとした。これは、報奨金は早期に納税が行われた場合などに支払われるものであるため、税金の値引きと考えたためである。

なお、市の数値は平成 21 年度、その他の中核市は平成 20 年度の数値である。今回対象とした各中核市の数値は、巻末に参考資料として掲載している。

		奈良市		職員一人当たり中核市(奈良市を除く)平均(円)
		金額(千円)	職員一人当たり(円)	
人件費	基本給	360,223	3,676	3,703
	諸手当	294,370	3,004	2,366
	その他	120,126	1,226	1,120
	小計	774,719	7,905	7,189
物件費		313,197	3,196	2,015
その他		6,170	63	509
合計(総コスト)		A	1,094,086	11,164
県民税徴収取扱費		B	548,615	
純コスト		C=A - B	545,471	
徴税職員数		D	98	
人口(年度末の住民基本台帳)		E	365,157	
面積(千㎡)		F	276,840	
税収入額		市税 G	52,653,789	
		県民税 H	16,042,261	
		合計 I = G+H	68,696,050	
各種指標				
県民税徴収取扱費比率		B ÷ H	3.4%	5.4%
総税収総コスト比率		A ÷ I	1.6%	1.7%
徴税職員一人当たり総コスト		A ÷ D	11,164	9,714
人口一人当たり総コスト		A ÷ E(円)	2,996	3,291
総税収純コスト比率		C ÷ G	1.04%	0.95%
徴税職員一人当たり純コスト		C ÷ D	5,566	4,212
徴税職員一人当たり総税収		I ÷ D	700,980	577,368
徴税職員一人当たり市税		G ÷ D	537,284	474,902
人口一人当たり純コスト		C ÷ E(円)	1,494	1,448
人口一人当たり徴税職員数割合		D ÷ E	0.027%	0.034%
人口一人当たり総税収		I ÷ E	188	192
人口一人当たり市税		G ÷ E	144	158
1千㎡当たり総税収		I ÷ F	248.14	450.54
1千㎡当たり市税		G ÷ F	190.20	371.85
1千㎡当たり総コスト		A ÷ F(円)	3,952	7,123
1千㎡当たり純コスト		C ÷ F(円)	1,970	2,929
10,000千㎡当たり徴税職員数		D ÷ F	3.53995	7.53641
人口密度		E ÷ F	1.32	2.33

県民税徴収取扱費は、市が市民税と同時に県民税を徴収するため、県が市に対して支払う手数料のようなものである。

上記の各中核市の徴税コストは、市と同様の方針で集計されたものか不明であるため、参考として比較を行ってみた。

県民税の徴収金額に比して、県民税徴収取扱費が小額である。これは、県民税徴収取扱費の計算が、各市一律で納税義務者数に比例するように定められており、納税義務者一人当たりの納税額が他の中核市より大きいためであると考えられる。

徴税職員一人当たり総コストが高い。これは、超過勤務手当が中核市平均 289 千円であるのに対して市は 623 千円と高いため、諸手当が多額になっているためである。

また、諸手当の中には地域手当が含まれている。地域手当とは、主に民間賃金の高い

地域に勤務する職員に適用され、支給率は 3～18%の 6 段階で、国が指定しているものである。したがって、市が独自で増減させることはできないものであるが、地域手当の支給率が市は 9%であるのに対して他の中核市では 3%程度であるため、諸手当が他の中核市より高くなっている原因のひとつである。

一方、人口一人当たり総コスト、1 千㎡当たり総コスト・純コストとも中核市平均よりも低くなっている。また、徴税職員一人当たり総税収・市税は中核市平均より大きくなっている。人口一人当たり徴税職員数、10,000 千㎡当たり徴税職員数は中核市平均よりも小さい。

(2) 意見

業務量を考慮した職員配置を検討すべきである（意見）

まず、市の内部の状況は、税務室の課別超過勤務時間をみると、市民税課と納税課では職員 1 人当たりの年間平均超過勤務時間数に大きな隔りがある。特定の課や職員に負担がかたよりすぎると業務の効率性・有効性が低下する恐れがある。それぞれの職務において要求される知識や経験が異なるという面もあると思われるが、税の賦課及び徴収は行政経営の根幹となる業務であることからすれば、繁忙期に職員を融通する等税務室全体としてのパフォーマンスの向上という点も加味して柔軟に職員配置を決定することが望ましいと考える。

次に、他の中核市と比較してみると、徴税コストは、人口・面積両面から見ても中核市平均より低い。また、徴税職員数も人口・面積両面から見ても中核市平均より少ない。つまり、低いコストと少ない徴税職員数で市税の事務を執行しているといえる。

一方で、市税の徴収率は、他の中核市と比較して低い。

つまり、コストを低く抑えることに重きを置きすぎて人員を必要以上に削減し、必要な事務を充分に行えない体制となっている結果、徴収率が低くなっているのではないかと懸念が生じる。

また、超過勤務手当が中核市平均の 2 倍程度ある。徴税職員の年齢構成によってある程度は差が出ることも考えられるが、労働環境はあまりよくないと考えられる。

滞納になっている市税も平成 21 年度末現在で 48 億円にも上っており、この回収を促進するためにも徴税職員の増員を検討する必要がある。

税金の専門職員を育成すべきである(意見)

税務関係での在籍年数(税務室での在籍延年数)は、約半数程度が2年以下である。国では、税務職員は専門性が高く採用試験が別になっていることから考えると、市でも当該専門家を育成することは必要であると考えられる。

また、税務職員経験者を再任用や期間雇用の形で採用することも検討に値すると考ええる。

3. 特殊勤務手当について

(1) 概要

特殊勤務手当とは、「著しく困難、危険、不快又は不健康な勤務その他の通常にはない勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事した職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給」される手当であり、奨励手当と外務手当から構成されている(奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例第2条)。

このうち奨励手当は「市税、国民健康保険料又は介護保険料の滞納処分等に関する業務に従事した職員のうち規則で定める職員に支給する」ものとされており、ここにいう「規則で定める職員」とは「納税課、滞納整理課、国保年金課又は介護総務課に勤務し、差押等の強制執行に従事した職員」とされている(奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則第2条第1項)。一方、外務手当は「調査その他のために外勤した職員(管理職手当の支給を受ける職員及び消防吏員を除く。)のうち規則で定める職員に支給する」ものとされており、ここにいう「規則で定める職員」とは「市民税課、資産税課、納税課及び滞納整理課の職員で、税務関係調査及び徴収に従事した事務職員」とされている(奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則第27条第1項)。平成17年度から平成21年度までの特殊勤務手当支給実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
市民税課	外務手当	-	-	36	53	56
納税課	外務手当	56	108	67	0	-
資産税課	外務手当	481	565	528	546	602
滞納整理課	外務手当				2	25
	奨励手当				4	31
合計		537	673	631	605	715

(2) 結果及び意見

特殊勤務手当の内部決裁文書を現状の組織と一致させるべきである(結果)

平成 22 年 4 月に行われた組織改編に合わせて内部決裁文書が改訂されていない。具体的には納税課について特殊勤務手当対象業務を明示した書面が作成されていない。文書化されたルールに基づかないで特殊勤務手当が支給されている状況にあるため、早急に改訂を行う必要があると考える。

特殊勤務手当の支給対象業務は、規則等に記載すべきである(意見)

市では特殊勤務手当の支給対象業務を内部決裁文書で定めているが、内部決裁は外部の目に触れにくく、10 年で廃棄され、どの時点の決裁が最新のものであるか判然としない。透明性を高める観点から、特殊勤務手当の支給対象業務は規則等に記載すべきであると考えます。

奨励手当の支給対象業務を再検討すべきである(意見)

奨励手当支給対象業務のうち「銀行等における預金等の差押」は「滞納者の自宅等を訪問しての捜索・差押」といった他の例示業務と質的に差異があると思われる。なぜならば、銀行で預金を差押するにあたっては基本的に滞納者と対面してやりとりすることはなく、銀行担当者は業務としてこれに対応することが想定されるため、通常「著しく危険又は不快」な業務に該当しないと思われるからである。特殊勤務手当が認められている趣旨を考慮してその対象業務を再検討することが必要であると考えます。

外務手当の要否を再検討すべきである(意見)

外務手当は「調査その他のために外勤」した職員に支給されることになっているため(奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例第 29 条第 1 項)、「差押えに係る滞納者の所有不動産の現地調査(滞納整理課)」「土地、家屋、償却資産の現場調査(資産税課)」「納税通知書発送後の不達処理(市民税課)」等に対しても手当が支給されている。しかしながらこれらの業務は基本的に市内で行われることが想定されており、このような業務に対して手当を支給することについて一般市民の理解を得ることは困難である。滞納者との交渉を伴うため「著しく危険又は不快」であると認められる場合には奨励手当を支給することが手当の趣旨に沿っており、外務手当を支給する必要性は高くないと考える。

また、「訪問による納税指導(滞納整理課)」「納税義務者の自宅及び事務所に出向

いての課税説明（資産税課）」「納税義務者の自宅、事務所等へ出向いての苦情処理、課税説明（市民税課）」等に対しても手当が支給されているが、庁舎内でこれらの業務を行う場合に手当が支給されないこととの違いを合理的に説明することは困難である。これらの業務についても「著しく危険又は不快」な場合には奨励手当の対象とすることが手当の趣旨にかなっており、外務手当を支給する必要性はないと考える。

第4 その他

市の業務を効率的に遂行するために改善が必要と考えられるが、市単独では改善できない事項を以下で記載する。

1. 法人市民税の賦課の網羅性を確保するために市、法務局、国税局が連携を行うことが必要である

市は、法人市民税の課税マスターの追加・更新は納税義務者である法人から提出される「法人等設立・開設申告書」及び「法人等異動届出書」等をもとに行っている。

しかし、すべての法人が適時に市に対して申請を行うとは限らず、また、法人からの申請が漏れなく行われているかどうかを市が単独で調査することは困難である。法人市民税の課税漏れが生じるのを防止する観点から、会社法第976条第1項第1号等により強制されている商業登記を所管する法務局との連携を行うべきであると考えられる。具体的には、法務局から商業登記の異動情報を定期的に入手することが考えられる。また、法人の支店は登記が任意になされるため、法人税の申告を所管する国税局との連携も重要であると考えられる。これらの連携が可能となるように、関係機関が協力することが必要である。

以上

参考資料

第3 . 2 . (1) で使用した奈良市以外の中核市の徴税費に関するデータは以下のとおりである。

		久留米市		和歌山市	
		金額 (千円)	職員一人 当たり (円)	金額 (千円)	職員一人 当たり (円)
人件費	基本給	447,332	3,522	571,757	4,267
	諸手当	288,541	2,272	312,482	2,332
	その他	134,067	1,056	156,424	1,167
	小計	869,940	6,850	1,040,663	7,766
物件費		66,877	527	348,445	2,600
その他		214,450	1,689	65,861	492
合計(総コスト) A		1,151,267	9,065	1,454,969	10,858
県民税徴収取扱費 B		539,553		644,712	
純コスト C=A - B		611,714		810,257	
徴税職員数 D		127		134	
人口(年度末の住民基本台帳) E		303,233		381,494	
面積(千㎡) F		229,840		209,230	
税収入額	市税 G	39,052,975		63,274,253	
	県民税 H	9,192,451		12,371,432	
	合計 I = G+H	48,245,426		75,645,685	
各種指標					
県民税徴収取扱費比率 B ÷ H		5.9%		5.2%	
総税収総コスト比率 A ÷ I		2.4%		1.9%	
徴税職員一人当たり総コスト A ÷ D		9,065		10,858	
人口一人当たり総コスト A ÷ E(円)		3,797		3,814	
総税収純コスト比率 C ÷ G		1.57%		1.28%	
徴税職員一人当たり純コスト C ÷ D		4,817		6,047	
徴税職員一人当たり総税収 I ÷ D		379,885		564,520	
徴税職員一人当たり市税 G ÷ D		307,504		472,196	
人口一人当たり純コスト C ÷ E(円)		2,017		2,124	
人口一人当たり徴税職員数割合 D ÷ E		0.042%		0.035%	
人口一人当たり総税収 I ÷ E		159		198	
人口一人当たり市税 G ÷ E		129		166	
1千㎡当たり総税収 I ÷ F		209.91		361.54	
1千㎡当たり市税 G ÷ F		169.91		302.41	
1千㎡当たり総コスト A ÷ F(円)		5,009		6,954	
1千㎡当たり純コスト C ÷ F(円)		2,661		3,873	
10,000千㎡当たり徴税職員数 D ÷ F		5.52558		6.40444	
人口密度 E ÷ F		1.32		1.82	

		岡山市		金沢市	
		金額 (千円)	職員一人当 たり(円)	金額 (千円)	職員一人 当たり (円)
人件費	基本給	706,881	3,701	502,786	3,420
	諸手当	469,508	2,458	318,113	2,164
	その他	245,403	1,285	159,320	1,084
	小計	1,421,792	7,444	980,219	6,668
物件費		857,334	4,489	309,098	2,103
その他		5,662	30	4,765	32
合計(総コスト)		A	2,284,788	11,962	8,803
県民税徴収取扱費		B	1,309,866	912,121	
純コスト		C=A - B	974,922	381,961	
徴税職員数		D	191	147	
人口(年度末の住民基本台帳)		E	687,136	442,788	
面積(千㎡)		F	789,910	467,770	
税収入額		市税 G	113,231,038	82,057,664	
		県民税 H	25,131,239	17,663,252	
		合計 I = G+H	138,362,277	99,720,916	
各種指標					
県民税徴収取扱費比率		B ÷ H	5.2%	5.2%	
総税収総コスト比率		A ÷ I	1.7%	1.3%	
徴税職員一人当たり総コスト		A ÷ D	11,962	8,803	
人口一人当たり総コスト		A ÷ E(円)	3,325	2,923	
総税収純コスト比率		C ÷ G	0.86%	0.47%	
徴税職員一人当たり純コスト		C ÷ D	5,104	2,598	
徴税職員一人当たり総税収		I ÷ D	724,410	678,374	
徴税職員一人当たり市税		G ÷ D	592,833	558,215	
人口一人当たり純コスト		C ÷ E(円)	1,419	863	
人口一人当たり徴税職員数割合		D ÷ E	0.028%	0.033%	
人口一人当たり総税収		I ÷ E	201	225	
人口一人当たり市税		G ÷ E	165	185	
1千㎡当たり総税収		I ÷ F	175.16	213.18	
1千㎡当たり市税		G ÷ F	143.35	175.42	
1千㎡当たり総コスト		A ÷ F(円)	2,892	2,766	
1千㎡当たり純コスト		C ÷ F(円)	1,234	817	
10,000千㎡当たり徴税職員数		D ÷ F	2.41800	3.14257	
人口密度		E ÷ F	0.87	0.95	

		高知市		東大阪市		
		金額 (千円)	職員一人 当たり (円)	金額 (千円)	職員一人 当たり (円)	
人件費	基本給	443,625	3,493	557,223	3,817	
	諸手当	273,279	2,152	411,744	2,820	
	その他	128,750	1,014	162,421	1,112	
	小計	845,654	6,659	1,131,388	7,749	
物件費		130,280	1,026	196,742	1,348	
その他		94,381	743	10,383	71	
合計(総コスト)		A	1,070,315	8,428	1,338,513	9,168
県民税徴収取扱費		B	624,088	872,208		
純コスト		C=A - B	446,227	466,305		
徴税職員数		D	127	146		
人口(年度末の住民基本台帳)		E	339,963	488,613		
面積(千㎡)		F	309,220	61,810		
税収入額		市税 G	47,507,411	79,510,512		
		県民税 H	10,741,985	16,610,007		
		合計 I = G+H	58,249,396	96,120,519		
各種指標						
県民税徴収取扱費比率		B ÷ H	5.8%	5.3%		
総税収総コスト比率		A ÷ I	1.8%	1.4%		
徴税職員一人当たり総コスト		A ÷ D	8,428	9,168		
人口一人当たり総コスト		A ÷ E(円)	3,148	2,739		
総税収純コスト比率		C ÷ G	0.94%	0.59%		
徴税職員一人当たり純コスト		C ÷ D	3,514	3,194		
徴税職員一人当たり総税収		I ÷ D	458,657	658,360		
徴税職員一人当たり市税		G ÷ D	374,074	544,593		
人口一人当たり純コスト		C ÷ E(円)	1,313	954		
人口一人当たり徴税職員数割合		D ÷ E	0.037%	0.030%		
人口一人当たり総税収		I ÷ E	171	197		
人口一人当たり市税		G ÷ E	140	163		
1千㎡当たり総税収		I ÷ F	188.38	1,555.10		
1千㎡当たり市税		G ÷ F	153.64	1,286.37		
1千㎡当たり総コスト		A ÷ F(円)	3,461	21,655		
1千㎡当たり純コスト		C ÷ F(円)	1,443	7,544		
10,000千㎡当たり徴税職員数		D ÷ F	4.10711	23.62077		
人口密度		E ÷ F	1.10	7.91		